

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予算特別委員会会議録 ( 4 ) (16.3定)</b>			
<b>日 時</b>	平成16年9月21日(火)	<b>開 議</b>	午後 1時00分
		<b>閉 会</b>	午後 7時49分
<b>場 所</b>	第 2 委 員 会 室		
<b>議 題</b>	付 託 案 件		
<b>出 席 委 員</b>	北野委員長、横田副委員長、山田・大橋・大畠・菊地・佐々木(茂) ・前田・斎藤(博)・見楚谷・高橋・斉藤(陽) 各委員		
<b>説 明 員</b>	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・ 市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、小樽病院事務局長、 保健所長、消防長、建設部参事 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。  委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に、大橋委員、菊地委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

新谷委員が菊地委員に、吹田委員が見楚谷委員に、佐藤委員が斉藤陽一良委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

では、公明党。

-----  
高橋委員

書写の授業の実施について

教育委員会にお伺いいたします。

私は、前回の2定のときに、この予算特別委員会で、中学校の書写、特に毛筆の件で授業が実施されていないのではないかとこの疑念がありまして質問いたしました。全中学校に対して調査をしていただきたいということでお願いしましたが、その後の経過について、まず説明をお願いします。

(教育)指導室寺澤主幹

その後の経過についてですが、2定でいただいた委員からのご質問を踏まえまして、全中学校に書写における指導の状況について、平成15年度書写の指導計画実施状況及び平成16年度の指導計画について調査をいたしました。その結果についてですが、平成15年度においては、指導計画については全学校で計画されておりましたが、毛筆の実施状況につきましては、1年生は全学校で実施されておりました。2年生では6校、3年生では5校の実施でした。なお、平成16年度においては、全学校で指導計画に位置づけられております。

高橋委員

実施されていない学校が、2年生で6校ですか。

(教育)指導室寺澤主幹

実施されている学校が6校です。

高橋委員

そうしたら、されていないのは逆に何校なのですか。

(教育)指導室寺澤主幹

8校です。

高橋委員

要するに、半分以上が実施されていないということですね。これを受けまして、教育委員会としてはどのような対応をされましたか。

(教育)指導室寺澤主幹

毛筆が計画どおり実施されていなかった理由ですが、国語科における「話すこと」、「聞くこと」、また、「読むこと」などの他の領域に指導の時間をかけたことにより、書写の指導がじゅうぶん行われていなかった学校があったものです。それを踏まえまして、教育委員会の対応といたしまして、個別に学校を訪問いたしまして、校長に対して計画どおり実施するよう指導するとともに、校長会、教頭会におきまして、重ねて学習指導要領に基づき適切に

教育課程を実施するよう指導いたしました。なお、今年度実施した学校につきましては、その状況を教育委員会の方へ報告するよう求めております。

高橋委員

今まで何年もこういう状態にあったのではないかというふうに懸念されるわけですが、その点はいかがですか。

(教育)指導室長

過去の経緯ということですが、平成15年度におきまして、このような指導状況であったということから、その前について調査をしていないところでありますが、じゅうぶんそのような状況が伺えるものということもございまして、そのような状況を踏まえまして、今年度、これを改善して適切に実施するよう、繰り返し指導してまいりたいと考えているところでございます。

高橋委員

それで、その経過といいますか、各学校から年度初めにまず計画書が出されるわけですね。その計画書については、教育委員会としてはどのように処理されるのでしょうか。

(教育)指導室長

教育課程の計画の提出状況についてでございますが、このことにかかわりましては、私どもは何点がポイントと申しますか、そういうものを定めてございます。それは、学習指導要領に基づき、項目が決められるわけですが、この内容について適切に、漏れなく載っているか、そして時数についても適当であるかどうかという観点などから精査をし、それについてふじゅうぶんであれば個別に学校に対して改善を求めているところであります。

高橋委員

ということは、承認をするという、そういうとらえ方でいいのでしょうか。

(教育)指導室長

教育課程につきましては、各学校の校長が編成をするということになってございまして、この答えについて提出していただくと、届出をいただくという形になってございます。

高橋委員

届出させるということは、けっきょくチェック体制はないということになりますか。

(教育)指導室長

届出をいただいて、その内容について適切かどうかということで、私どもの方で精査させていただいているところです。したがって、毎年、この計画にかかわりましては、その他の教科についても先ほど申し上げました観点などを定めまして、適切に編成されているかどうか検討させていただいて、各校長にその状況についてお知らせをし、改善を求めています。

高橋委員

いや、私の質問はそうではなくて、実施状況についてチェック機能があるかどうかというのを聞いているのです。

(教育)指導室長

実施の状況についてであります。第一義的には各学校の校長が自校の教育課程についてどうなっているかということで、把握するという形で適切に実施していただくという形が基本かと考えてございます。したがって、その結果につきましては、その細部にわたってどうであったかについては求めてはおりません。

高橋委員

ということは、学校長に任せっきりという、そういう考えでよろしいですか。

(教育)指導室長

任せっきりということではございませんで、それぞれの状況にかかわりまして、教育課程の実施につきまして課

題があるような領域もございますので、そのような部分については、再三校長会等で適切な実施をということをお願いをしております、校長先生に任せっきりという形はとってはいないというふうに考えてはございます。

高橋委員

先ほど実施されていないということでの話がありましたけれども、学校長としては知っていて各担当教科の先生に指示をしなかったのか、それともそのまま見過ごしてしまったのか、その辺はいかがですか。

(教育)指導室長

その詳細までについては、私どもはこの調査の中では把握してはございません。しかしながら、各学校の校長は、教育課程について編成をすると同時に、適切に実施するということが校長の責務でございますので、仮にそういう事実があったとした場合には、それについて改善を求めるという立場にございますから、当然そのようなことについて、あれば把握をした、認知をした場合には当然指導されるものというふうに考えてございます。

高橋委員

それで、もう一つ懸念されるのは、同様に主要科目でないものがこのような扱いをされていないかということが非常に心配されるわけですが、その点はいかがでしょう。

(教育)指導室長

平成14年度に学習指導要領が改正されまして、完全学校週5日制という下で、大きく授業時数や、またその指導内容について見直しが行われたところでございます。私ども教育委員会といたしましては、学習指導要領に基づいて適切に実施していただくということが基本でございますので、今、委員からもご指摘があります、すべての教科において適切に指導されるべきものと考えてございますので、そのように今後も指導してまいりたいというふうに考えてございます。

高橋委員

いずれにしても、先ほどの話に戻りますけれども、未実施だった中学校の書写の時間については、私はきちんと実施されるように確認をお願いしたいと思いますし、今までの経緯の中で、教育長に最後に見解をお聞きしたいと思います。

教育長

書写の時間について、実施の形態が間違っていたところがあったというご指摘がありました。室長が答えましたような教育課程については、編成、実施までが校長の責任で、その間、提出を受けたものに指導が義務づけられております。このことにつきましての評価ですけれども、昨年来、授業時数の確保ということが問題になりまして、従来ですとその年の終わり、12月に各学校から報告を求めて、その時点では3月までにもう回復不能であるという、そういう教科の実態がわかりました。それで、前倒しをしまして、2学期終わり時点でその年度の学校の授業時数、あるいは評価の在り方などをチェックするようにはしております、教育課程の編成、実施にかかわる間接指導は強化されていると考えています。しかし、これをゆるがせにすることは、児童・生徒に重大な影響を与えますので、今後とも改善に努め、評価の適正化に努めてまいりたいと考えています。

高橋委員

よろしく申し上げます。

メールモニターについて

メールモニターについて質問いたします。

前回、これも2定の一般質問で取り上げました。鈴鹿市の例を挙げて、研究してはいかがですかという要望を出したわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

(総務)広報広聴課長

ただいまご質問いただきました鈴鹿市で行われています市民意向調査の手段として、インターネットを利用して

行われているメールモニターについてであります。鈴鹿市の方に照会いたしましたところ、このメールモニターが導入されてから、アンケートに答えた市民に対してポイントを与え、その結果図書券を配布するなどにより、一定の効果を上げていると伺っています。その反面、このシステムをつくる際に、本人に成り済ますことを防ぐためということもありまして、システム構築に初期投資で約300万円、事業を初めてから年間約200万円の経費がかかっていると伺っております。また、鈴鹿市におきましても、メールモニター登録者が1,000人を超えてから、その後、頭打ちになっているという事情を伺っております。

高橋委員

多くのメリットがあるわけですが、小樽市としてはどのように検討しようというふうに考えていますか。

(総務) 広報広聴課長

小樽市といたしましては、市民意向の調査にはいろいろな方法があるかと思えます。それにつきましては、効率性あるいは経費の面等、さまざま勘案しながら、また、この鈴鹿市のメールモニターの事例も大いに参考にしながら、今後、インターネットをさらに市民の意見集約に活用していくよう研究してまいりたいと思っております。

齊藤(陽)委員

ごみ問題について

まず、指定ごみの減量化、有料化について、何点かお伺いいたします。

代表質問で、説明会について、6月中旬から8月上旬にかけて38回、1,280名の市民の方に説明されたということなのですが、現在の小樽市の人口が14万5,600人ほどですので、この市民の中で何パーセントかという計算をしますと、1パーセントに満たない0.88パーセント程度ということで、とうていこれではその周知が図られたということにはほど遠いのではないかとこのように考えますが、いかがですか。

(環境) 間淵主幹

ただいまの減量化、有料化に関する周知についてでございますが、説明会は確かに38回、1,280名という中で行いましたが、そのほかに各世帯に6,000部、町会の班を通して全世帯の回覧を行っておりますとともに、一般には広報またホームページ、それから報道機関等を通じまして周知等を行っております。

齊藤(陽)委員

その説明会の内容なのですが、私も一会場に参加させていただいたのですが、説明をお聞きしましたけれども、非常に減量化に意義があると、減量化の意義ということについては非常に説明されていたのですが、あと初めは1リットル当たり2円程度で、後半は2円ということになったわけですが、その説明はあるのですが、実際に自分が毎月、毎月あるいは毎年、財布から幾ら払わなければならないのかという実感的な説明が不足していたのではないかとこのように、有料化についてのより具体的な実感のある説明というものがどの程度なされたのかなと。新聞報道もされていますけれども、1人でだいたい年間2,500円ぐらい、これも環境部が積算された金額で2,500円ぐらいかかりますよと。あるいはごみ袋というのは、通常我々が使っているごみ袋として、40リットルのごみ袋が現在だいたい1枚七、八円とかそのぐらいで売られている。資源回収をすると、ただでくれたりする場合もあるのですが、そういう状態なのですが、その1枚当たり七、八円のもので、有料化されれば10枚一つづりで800円で買わなければならないのですよとか、こういった具体的な内容が市民に本当に実感として伝わっているのかなと。それで、いいとか悪いとかという思いが、市民の中で合意が形成されたのかなというところについては、非常に疑問がまだ残るのですが、この点についていかがですか。

(環境) 間淵主幹

市民の負担ということで、どういうように具体的に説明したかというご質問かと思えます。先ほど委員も言いましたとおり、私どもは当初で1人当たり月200円、年間2,400円ということと、それからごみを出すときの袋の容量

といたしましては、1人であれば10リットルの袋でだいたい月200円、それから2人であれば20リットルということで、現在市販されているものが40リットルという袋しかございませんが、私どもの資源化、それから発生抑制等の結果、1人当たり1回出す分が10リットルで済みますよ、そして月200円で済みますということで、袋の容量とともに月額、そして年間の負担額について説明してございます。

斉藤(陽)委員

これから200か所程度、この説明会を行っていくというふうに答弁されているわけですが、今後、説明会が行われたとしても、我々が今議会で議決をして決まってしまったということになってから説明するということになりますよね。そうしますと、その時点でそんなにお金がかかるのかいと、市民の方から今までの説明で不足していた部分、そういった部分について実感的な不満の声あるいは反対の声みたいなものが出たとしても、そのときには既にもう時遅しといえますか、もう決まっているのだよという説明にしかならないことになってしまう。そういうことについてはいわゆる事後説明というのか、もう決まってしまったのだけれども、こういうことですよという説明しかできないということについては、いかがですか。

(環境)間淵主幹

11月から、説明会を200回ほど行うという、この説明会の内容には、確かに分別の方法ですとか、具体的な有料化の手法はありますけれども、私どもといたしましては、最後までこの1リットル当たり2円ということで説明、また有料化への説明、減量化へのご理解、また有料化へのご理解等々は、丁寧に最後まで説明していくつもりでございますので、議決後、これで説明がないということではございませんので、その辺のご理解を得る努力は今後もしてまいりたいと思います。

斉藤(陽)委員

ここで実感、実感と、口で実感を言っているだけではなくて、本当に我が家の実感を話したいのですが、うちは今6人家族で生活をしておりまして、うちの地域は週2回のごみ収集があるのです。燃やすごみ、これは週2回あるのですけれども、1回のときにだいたい40リットル袋2個ぐらいいは出るので。これは燃やす方だけです。燃やさない方もほぼ同量か、あるいはちょっと多いかなというぐらいです。それを1年間で計算してみました。1か月で計算すると、2,560円ぐらいになります。これを1年分、1か月が4週として計算しているのですけれども、年間で3万720円という金額が出てきました。どちらかという、家族6人というのは、今の小樽の状況にしてみるとすごい人数が多い家族だなという感じはしますけれども、これから有料化になった場合に、どうするかという必死で減量したとしても、半分にするのはかなり大変だなという実感を持っています。

それで、どうも今まで代表質問等で質問をさせていただいた答弁、平成14年度段階で、有料化する前、このスタートラインで1人当たり250円、22キログラム、これを年に直すと、1人当たり約3,000円になります。この3,000円を5人家族として1万5,000円、6人家族だと1万8,000円になるわけですが、これが平成14年の全然まだ減量化も何もしていない、全くしていないスタートラインですよということで、この金額が約250円というのを代表質問の答弁でいただいています。それが平成21年、この時点では一般に家庭ごみの中に40パーセントぐらいの資源物がある。この40パーセント含まれている資源物の半分ぐらいは資源化して減量しましょうと。それができた暁ということで、今言われているわけですが、平成21年にはこのスタートラインで250円だったものが約190円になりますという答弁です。約190円、1人当たり1か月190円というのを年に直すと1人当たり2,280円、これを5人家族として計算すると1万1,400円になるのです。これはかなり一生懸命減量をしているという場合の金額になると思います。こういう金額が環境部の方から出されているわけですが、どうもこの金額が我が家の実際のこの実生活の中の金額と合わない、こんなに減るわけないよという思いが非常に強いのですけれども、代表質問で答弁いただいた1人当たり平成14年で約250円、それから平成21年で約190円と、この計算はどんな計算をされたのかというのをもう一回教えていただきたいのですが。

## (環境) 間淵主幹

基本となりますのは、平成17年度における収入とごみ量、それから人口が基本となります。平成17年度では3億1,859万円、そしてごみ量としましては燃やすごみ、燃やさないごみの合計量が3万2,652トン、人口で14万3,550人となってございます。これを基本といたしまして、平成21年度、まず資源化量が大幅に変わってございます。まずその資源化量が増えること。それから、ごみ量が17年度は3万2,652トンだったものが、資源化、発生抑制などをすることによりまして2万8,505トンとなります。その3万2,652トンと2万8,505トンの比率の中で、17年度の3億6,859万円を見ますと、平成21年度では3億2,177万円、人口にいたしまして13万8,452人という推計ですが、この中で出した金額が平成21年度の月1人当たり190円でございます。ということで、ごみ量の推移と資源化の推移とを合わせて、17年度と21年度を出したものでございます。

## 斉藤(陽)委員

今の説明、こういうのは重さと容積、我々が実感として話をしているのは、ごみ袋にいくら入ると、そういう感覚的な計算なのですが、実際に環境部が一生懸命計算されているのは、重さで計算をされているということが、かみ合わない根本原因かなというふうにも思います。それで、代表質問に対する答弁をいただいて、いわゆる250円と190円というのが1か月当たり、1人当たりの手数料額というか、そういうのがあるわけですがけれども、年で計算すれば、スタートラインは3,000円ですよ、平成21年度にはそれが1人当たり2,280円まで減りますと、そういうことなわけですけれども、いわゆる資源化量というのは50パーセントです。平成17年4月に有料化を開始して、17年度、18年度、19年度、20年度、21年度と、この5年間に50パーセント減らすと言っているわけですね。平均すると、1年に10パーセントかなど。1年に平均10パーセントずつごみを資源化して行って、この21年度には2,280円というラインまで落としてくるのかというふうに思いますけれども、このいわゆる資源化の推移というのはいかにどのように設定されているのでしょうか。

## (環境) 間淵主幹

資源物でございませけれども、ごみ量の40パーセントと言われていて、1万6,000トン相当もございませ。この平成14年度で、ごみ量の中に1万6,000トン相当の資源物、これは現在集めている瓶・缶というものではなくて、今後、資源物で収集いたします廃プラスチックの容器包装ですとか紙製容器包装、これらを含めて1万6,000トンとして押さえてございませ。17年度では、それらのうち33パーセント、5,351トンの資源化、18年度では、そのうち35パーセントの5,581トン、19年度では、このうちの40パーセントで6,704トン、そして20年度で45パーセント、21年度で最終年、50パーセントということで、1万6,000トンの約半分、8,151トンが資源化するという計画で、これは19年度以降は広域処理の計画量とも合わせてのものでございませ。

## 斉藤(陽)委員

最初にどんと減るだろうと見込まれているということなわけですけれども、例えばこれは今試しにという形で計算してみたのですが、資源化、有料化された次の年、18年度の見込みということで計算しますと、ここの見込み家庭ごみ総量なわけですけれども、3万2,081トンということで、トンですから、これをキログラムにまず直す。1,000倍すればいいということで、3,208万1,000キログラムということになります。3万2,000トンぐらいですから、3,200万キログラムぐらいになるわけですが、これを18年度人口推計で14万3,000人というふうに置いて、これでこういう前提の下に18年度の重量から容量への換算、要するに重さ、トンで今見えていますので、それを実際にごみ袋に入れる40リットルという、そのリットルの容量へ換算する比率というのがあるのですが、これを0.175というふうに置いた場合に、この3,200万キログラムが何リットルになるかという計算をしますと、1億8,332万リットルという計算になります。これを14万3,000人で割りますと、2,562円という計算が出てきます。それを実際ごみ袋というのは40リットルのごみ袋だから、40リットルは入らないですよ。ちょっと縛ったりなんかしますから。そういう部分で、1割程度目減りするのではないかと。そういった部分も計算に入れますと、だいたい2,800円ぐら

いになると、2,818円ということで、平成18年度あたりで計算しても2,800円ぐらいにしかならないのではないかと、これは全く素人の計算で、こんなの成り立たないと言われるかもしれないのですけれども、こういう金額についてはどのようにお考えでしょうか。

(環境) 間淵主幹

斉藤陽一良委員の使われました0.175という換算率でございますが、これはその都度、その袋の中に入ります換算率は変わってまいります。なぜかと言いますと、例えば14年度といいますのはプラスチックや紙類などがそのまま入っている状態ですから、その組成分析からいきますと、それはその基準になりますが、だんだんそういうもので紙量を除いたり、また、プラスチック類を除いたりして、その組成率が変わりますと、当然1袋当たりの重量とリットルの換算は変わってまいりますので、その辺のシビアな計算というものも必要ではないかなと思います。私どもの計算上では、17年度であれば10リットル袋では1.75キロで、1リットル当たりの換算率が0.175、18年度ではこれが0.174ということで、一応リットルとキロに換算してございますが、斉藤陽一良委員の出されたような総容量との比較ではしてございませんので、その辺の比較と言われてもお答えできませんが、基本的に私どもが説明しているのは、10リットル袋で何キロのごみを出せるのかという、1人当たりのごみ量の出し方で決めてございます。

それから、先ほど来のこればかりはなかなか結論に至らないのですが、私どもといたしましては、他市の減量化が進んだ後の実績を調べてございます。それで、函館市であれば現在月195円、室蘭市においても月188円、登別市においても月178円ということで、有料化実施後のそれぞれ減量化、資源化が進んだ中では、各市とも月200円を切っている例からいたしましても、私どもが減量化、資源化が進む21年度で190円と見ているのは、他都市から見ても、これはさほど差がないものと考えてございます。

斉藤(陽)委員

減量ということは、相当に努力しなければ、実際に我が家のごみの現状を考えますと、相当並大抵ではないなということはず間違いのないと思います。

さらにもう一、二点伺いますけれども、いわゆる3億6,800万円という先ほどの通年ベースの予算額があったのですけれども、これに対して実際にこの市民サービスといいますか、直接有料化に伴う経費を償って、その市民サービスとなる金額を差し引きした1億1,000万円ぐらいは歳入として残るのではないかとという考えもあるのですけれども、この1億1,000万円を一般財源、特定財源なのですけれども、清掃費で余っているので、それをさらにもうちょっと範囲を広げて、環境に関連する分野ということでいろいろな事業に振り向けていこうというのは、予算の基本的な考え方として、一方で市民負担があるわけですから、その市民負担と一般財源に繰り入れるということは、どうも整合性がないのではないかと私の主張をさせていただいたのですが、代表質問の答弁を伺っても、どうもいまいच्छりしない、納得できない部分があるのですけれども、もう一度お聞かせいただきたい。

(環境) 管理課長

3億6,500万円の用途につきましてでございますけれども、これは委員がおっしゃるとおり3億6,500万円が歳入として入った中をもって、それに対して歳出といたしまして、減量化、有料化実施に伴う新規拡大経費等をあわせると、市民サービス向上等を含めた中をもって2億6,300万円程度。その差額としては、確かに1億500万円程度出てきまして、平成17年度につきましてはそうなるのかなというふうにご覧でございます。ただ、これに対しまして清掃費の中で、例えば現行のリサイクル経費等が当然かかっています、それで資源化施策を進める上ではこういうものをベースとしてやっていくわけですから、これの分も含めます。そのほかに、なおかつ広域連合の負担金等もリサイクルセンター、リサイクルプラザも建設に向かって動いていると、こういう部分につきましても、予算的には清掃費の中の総務管理費等に計上されていくわけなのですけれども、そういう中に我々としては充当し、使っていきたいという考えでいるところでございます。



齊藤(陽)委員

そこら辺が平行線といいますか、見解の相違と言ってしまうとそうになってしまうのですが、やはりリサイクル事業というのは、資源物を収集してきて一時的にそれを処理するということまでは清掃費の範囲でしょうけれども、いわゆるリサイクル事業というのは、それを現代ではもう、一種の工場というような形で、それをリサイクル、いわば工場で処理をして、ある意味商品のようなものをつくって再利用しようというような形になるわけですから、それ自体はここにもお金がかかるのだという、これは事業費ですけれども、そこは別の事業なのではないのか。それは別立てのきちんとした予算を組むべきであって、市民からごみ処理手数料という形で徴収をしたお金をつぎ込んでいいという話ではないと考えているのですけれども、これはまず置いておきます。

そして、この前半の部分の最後ですけれども、2円というふうに決定をした根拠をお聞かせいただきたいと思えます。

(環境)間淵主幹

2円と設定した理由についてでありますけれども、道内他都市の実態にも合わせ、また、参考にして、それから個人にとって大きな負担とならないように、そしてまた、減量効果があるようにという、そういうような廃棄物減量等推進審議会の答申がございまして、私どももそのところを踏まえまして、道内他都市の調査をいたしまして、現在、実施ないし実施計画しているところが19市ありまして、4月から2円になりましたところを入れまして、14市が1リットル当たり2円で実施しているということ、それから市民にとって大きな負担とならないこと、また、減量効果というものを考えた上で、これらを懇談会等で2円程度ということで皆様にお諮りさせていただいたところでもありますけれども、これについて皆様の一定のご理解を得たものとして、2円程度ということから、今回2円ということで、この条例に盛りさせていただいたわけでございます。そういう意味ではこのように審議会等も経て私どもも広聴し、また、懇談会を通じてご意見を伺った上での結論ということでございます。

齊藤(陽)委員

市民説明会等で、1リットル2円ということは繰り返し説明されているということで、特に異論というか、反対意見等がなかったということなのですが、この2円というのは、先ほどもいろいろ議論したように、実感としてなかなかわかりづらい金額だったということからすれば、さらにその前半の時点では2円程度という、後ろに二文字がついていて、2円程度なのだと思っていた部分もあると思うのです。ですから、2円が市民にとって大きな負担とならないか、なるかという議論は、これはある意味で水かけ論みたいなもので、数字的な証明ができる問題ではないのかもしれないです。けれども、実際、現実の市民生活を考えれば、健康保険料も高いし、税金も増えるしというそういう大変な出費があるという中で、あるいは実施計画で減免は行わないという部分もあります。そういったところから考えれば、所得が多い人は、ある程度のレベル以上の人はさほど気にならないで支払やそういう負担ができるかもしれないのですけれども、むしろこのごみの場合については、応益負担という考え方よりは、どちらかといえば応能負担に近いのではないかと。そうだとすれば、この逆累進構造といいますか、所得の低い方にとってむしろ厳しい、この減免も何もないという状況からすれば、少しでも2円程度の、その程度の中に含まれてしまうのかもしれないのですけれども、いくらかでも1円90銭だとか、1円80銭だとか、そういう少しでも低く抑えるという配慮というか、そういう考え方というのはあってもいいのではないかなと。では、1円80銭だったら負担がないのかといえば、当然そういうことはなくて、負担はあるのですけれども、少しでも低く抑えるということに配慮をするべきではないかなというふうに考えますが、いかがですか。

(環境)間淵主幹

私どもは、説明会におきましては、1リットル2円という説明をしているところでございますが、そのほかにも皆様のご理解を得る意味では、今、国が行っております循環型社会という問題にも触れまして、小樽市といたしましても市民意識の向上によるごみ減量化の推進が大事であると。それから、資源化の促進、市民サービスの向上、

例えば祝日収集の実施等、また、資源化においても、今、月1回ないし2回しか資源物を収集できておりませんが、週1回ないし週2回という市民の要望もございます。そういうところを踏まえまして、私どもは減量化、それからまた有料化の説明とあわせて、それらの意向を踏まえた上で説明をさせていただいてきたところであります。

それから、もう一つには、私どもがやみくもにごみの有料化ということであったわけではなく、あくまでも減量化、そして有料化という観点から、ごみ袋の種類におきましても、高齢者が生ごみぐらいしか出さないといったところに、5リットル10円で済むように、5リットルの袋から40リットルまで5種類の袋を用意していること。それから他都市に比べまして、有料化にあわせまして廃プラスチック類の容器包装、そして紙製容器包装と紙類と資源化の種類を多くしていること、そういうところに私どもも配慮をいたしまして、なおかつ市民サービスにおきましては、祝日の収集ですとか、資源物の収集日の拡大等、こういう努力を行う中に、皆様のご理解を求めてきたところでありますので、その上で私どもは一定のご理解を得たものとして考えているものでございます。

斉藤(陽)委員

なかなか理解がいかないというのが実感です。

もう一点、これは市民サービスの部分で確かめておきたいというか、代表質問でも伺ったのですけれども、家庭用の生ごみ処理機というのが、各メーカーでいろいろございますが、こういった形で家電販売店で販売されております。こういったものについて、道内の多くの都市では助成がございまして、函館市でも、旭川市でも2万円程度、2万円を上限として50パーセント助成ということで行われています。この生ごみ処理機というのは、私が聞くところによると、非常にいいものだというふうに聞いているのですが、代表質問の答弁ではおいの問題だとか、あるいはメーカーももう生産しないようなニュアンスの、そういうご答弁だったのですが、こら辺はどうなのかというところをお聞きしたいのですが。

(環境)廃棄物対策課長

電動生ごみ処理機の助成についてでございますけれども、代表質問で市長の方からも答弁させていただきました内容の繰り返しになるのですけれども、一つ目は基材の交換やできた生成物の取り出しに時間がかかること、それから2点目ですけれども、乾燥させるのに多くの電力を使用するというところで、今現在、地球の温暖化の問題等の影響もあるということと、それから処理機が5万円から10万円程度と相当高価であるのです。そうなりますと、助成したからといって、一般の市民の皆様がすぐそれを購入するという形にはなかなか結びつかない。いろいろな理由があるのですけれども、そのような理由から助成しないということを考えております。また、現在市民の方から、助成に対して要望がほとんどないという状況でございます。それで、処理機メーカーの方の今後の技術開発等の推移を見ながら、また、今後市民の方からの要望に対する声に耳を傾けながら考えていきたいと思っております。

斉藤(陽)委員

私も市民の方からこういういい物があるよということを教えていただいて、インターネット等で検索をしましたら、環境部の方で2円を決めるときも、道内他都市の状況というものを一生懸命調べられたと思うのですが、その調べられているはずの道内他都市のほとんどの都市が実施をしているという、ずっと昔やってもう今やめようとしているというのではなくて、今まさにそういう助成を各都市が始めようとしているというか、始めたばかりというところもあるわけですけれども、そういった状況で、ほかの都市も参考にしてやり始めているということで、何か小樽市だけが後ろ向きに、それはだめなのだみたいになかくなに、そういうことではないだろうなという気がいたします。もう一回お願いします。

(環境)廃棄物対策課長

小樽市の今後の考え方についてでございますけれども、確かに全道各市、かなり高い率で実施しております。小樽市におきましては、段ボール箱の生ごみたい肥化というところを、その部分について今後一生懸命ごみの減量に努めていきたいというふうには考えておりますけれども、先ほども説明いたしましたけれども、市民の方から強い

要望があれば、助成についても考えていきたいというふうには思っております。

斉藤(陽)委員

今、市民の強い要望があればということですので、その点は了解します。あと、段ボールコンポストの件ですけれども、これが悪いと言っているわけではないのです。今回、無料でキットといいますか、基材を配布されて、相当の方が、600件ぐらいということでしたけれども、実際に段ボールコンポストを实践されているということなのですが、その反響といいますか、実際こういうふうにやってみてどうだとか、においはどうだとか、手間がかかるとか、かからないとか、そういった部分の声というのは把握されていますか。

(環境)廃棄物対策課長

段ボール箱による生ごみたい肥化の実際に使った方のご意見についてでありますけれども、平成16年度には650個配布いたしましたけれども、その方々には特に使用状況について調査はしておりませんので、平成15年度に行いましたモニター200人のアンケート結果によりますと、その中ではモニター終了後の現在も続けて使用しているという方が76.7パーセント、それから今後の使用についてお聞きしたところ、62.4パーセントが今後も続けたい。それから、生ごみの減量にどの程度の効果があったと感じますかという問いかけには、67.1パーセントの方が生ごみの減量という実感を感じている状況でございました。しかし、処理するごみは生ごみでございますので、実際、においや虫は当たり前かと思えます。電動生ごみ処理機も同じなのですが、実際、中身は虫やにおいの関係で、途中でやめたという方もいらっしゃいますけれども、そういう方は約25パーセントおりました。しかし、市としては総合的に考えまして、ごみ減量に向けて段ボール箱生ごみたい肥化をしている方の大方が、継続して使用されているというように感じております。

斉藤(陽)委員

私も、実はその段ボールコンポストを我が家で実践したのですが、今はちょっと中断中でありまして、けっこうにおいと、室内に置くことは厳しいなと思いました。高橋委員は、この電動生ごみ処理機の方を实践しております。これは、なかなかにおいも比較的ごみコンポストに比べると扱いやすいというか、そういった実践例も聞きますので、ぜひ今後ともこの辺についても検討していただきたいと考えます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

斎藤(博)委員

それでは、何点が質問させていただきます。

まず、少しさかのぼるといいますか、先月の話を何点が確認させていただきたいと思えます。

米軍艦船の小樽入港について

今回の代表質問の中でもありました8月におけるアメリカ海軍の軍艦の小樽港入港にかかわる部分で、改めて経過をお知らせさせていただきたいというふうに思えます。

(総務)総務課長

米艦の関係ですけれども、この経過につきましては、今年の夏、7月15日に海保から港湾管理者である市長に、米軍の艦船「セーフガード」の小樽港寄港について、バース手配の依頼があったということでございます。

斎藤(博)委員

小樽市の場合、何年前から、アメリカのそういった軍艦の入港に対しましては、外務省なり防衛庁なり、さらにはアメリカ総領事館と事前に協議をしながら、判断の材料にしている。港の利用状況なり、いろいろ要素はあると思うのですが、そういった特に核兵器問題を含めて、こういったやりとりがあったかをお知らせいただきたいと思えます。

(総務)総務課長

パス手配の依頼があった時点で、私どももこの救難艦という船の性格はじゅうぶん認識できませんでしたので、改めて在札幌アメリカ総領事館の方に、船の内容等を含めて確認に行っております。

斎藤(博)委員

そうした中で、救難艦だということだったとは思いますが、従来の確認、いわゆる核兵器の搭載についての確認について、こういったやりとりが行われたか、お聞かせいただきたいと思っております。

(総務)総務課長

セーフガード、この救難艦という意味合いは、海難救助、一時的な艦船修理を目的とする非戦闘船だというような情報の中で、アメリカ総領事館の方と艦の性格、装備状況等を含めて話させていただいた中で、核兵器という問題についても話しましたが、それについての具体的なコメントは、アメリカ総領事館の方からはございません。

斎藤(博)委員

そのところをはっきりしてもらいたいというふうに思って、言っているわけなのだけれども、「セーフガード」がどういった役割を果たす船なのかということについては、今、お話のとおりだとは思っておりますけれども、要はアメリカの軍艦などが入港する場合に、小樽市が従来行っていた確認をどういった形で行ったのかをお聞かせいただきたいと思っております。

(総務)総務課長

アメリカ総領事館の方から、船の装備など含めてお話をいろいろ伺った中で、この船についてはどういう装備なのかと、そういうものを積めるような状況の船ではないという、そういう確認の中で核兵器の搭載の可能性はないという判断の中で、文書での確認はしておりません。

斎藤(博)委員

小樽市は、この装備の確認、役割の確認を、救助艦ですから、特に核兵器を積んでいますかと聞くと、積んでいませんと、話はわかるわけなのですが、それぞれどういう役割を果たしているかという部分では確認していただきたいと思っているのですが、アメリカ総領事館にこの船の役割、したがって核兵器を積んでいないという返事が来たという日付と、だれと話したのかという部分をお聞かせいただきたいと思っております。

総務部次長

7月20日、総領事館の政務担当補佐との話でございます。

斎藤(博)委員

その際の相手方が説明する過程に、搭載うんぬんの部分の事項がありましたら、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

総務部次長

このセーフガードに核を積んでいるかどうかということではなくて、この救難艦というのはどういう性格なのか、そういうことを協議といいますか、情報交換をしてきたわけですから、そこで、総務課長が申しましたように、基本的にはレスキューとサルベージの船ですから、装備も例えば救命室とか救急ポートとか、それからクレーンで引っ張りますのでワイヤードラム、そういうものを主にした船でありますので、核弾頭、核兵器というものを積んで戦闘するような船ではないと、そういう確認をしております。

斎藤(博)委員

この項の最後にしたいと思っております。それは、向こうが言ったのですか、小樽市がそういうふうに判断したということですか。

総務部次長

私どもは、それなりに情報収集をできる限りやって、向こうへ行って確認をしてきたという中で、ほぼ我々の認識が向こうの方から示された内容と一致して、核兵器の搭載はないだろうということで、判断をしました。

斎藤(博)委員

いや、そういったお話に対して、いろいろなところから、照会を提起して、アメリカから具体的にどういう見解が出されたのですかと聞かれているものですから、ちょっとくどく聞かせていただいた部分なのです。最終的には小樽市がいろいろ情報収集した船の能力なり、役割なり、それからそれに基づいてアメリカ総領事館とのやりとりの中で聞かせてもらった話を総合的に判断して、小樽市の方としては核兵器を積んでいるような艦船ではないと、そういった判断をしたということによろしいですか。

総務部次長

委員がおっしゃられたように、我々としていろいろな情報をあわせまして判断した結果、そういう船ではないというふうに市が判断しました。

斎藤(博)委員

では、どこら辺までだという話は、これからまたしていきたいというふうに思います。いろいろな役割を持っている船が日本海にたくさん集まってきているという話もありますので、どこでこういった判断をしていくのかというあたりを、今後改めて議論させていただきたいと思います。

潮まつりについて

今年の潮まつりに関して、3点ぐらい、事情などをお聞かせいただきたいと思います。

まず最初に、潮まつりのねりこみに自衛隊の皆さんが参加しているわけなのですが、こうしたことがいつぐらいから続けられているものなのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

(経済)観光振興室観光事業課長

潮まつりのねりこみの関係でございますけれども、第11特科連隊、札幌真駒内に駐屯しておりまして、ここにつきましては、平成5年の第27回から、今年で連続12回参加をいただいています。

斎藤(博)委員

今回、潮まつりのイベントの一環といたしますか、一つとして、海上自衛隊のプラスバンドの演奏が組み込まれたというふうに聞いているわけなのですが、それに至った経過などをお聞かせいただきたいと思います。

(経済)観光振興室観光事業課長

海上自衛隊の大湊音楽隊の関係でございますけれども、別の用務で自衛艦が小樽港に寄港することになりまして、そのときに8月1日という日が限定された中で、何とか中央ステージで自分たちがこれまで練習してきた成果を小樽市民の方々にお聞かせしたいと。また、来た観光客にお聞かせしたいと、そういう要望がございまして、潮まつり実行委員会の中でこの件を諮った結果、出演料も無料ということを知りましたので、参加していただきたいという話になりまして、ステージでの展開になったということです。

斎藤(博)委員

次に、潮まつりのために来たとは言っていないとは思いますが、当時、小樽港にたくさんの自衛艦が入港していた。これは事実としてご承知だと思います。その中の一つの船は、花火大会の日に係留地を移動して、ライトアップをして、善意でいうと潮まつりに参加してくれたというか、盛り上げてくれたというふうになるのでしょうか。そういった自衛艦が花火大会の日に夜、船を動かしてライトアップしたことについて、小樽市としてどういうふうな押さえがあるか、お聞かせください。

(港湾)港湾振興室長

今、ご質問にありましたように、当時船舶がかなり混み合っておりまして、基本的に移動した船につきましては、

8,900トンという大きな船でございまして、その船につきましては、岸壁に接岸するときには港湾管理者が指定します。それから、沖に出て港内で停泊するというときには、これは港長がその指示を行いまして、基本的に港長の指示に従っていかりをおろすという状況になります。そういった中で、港長の方としましては、夜間ですから、船の長さだとかそういったものがわかるようにというような指導が当然あると思っております。

また、こういった形の中でパースに係留している中でも、一般的には港湾管理者がお願いするわけではないのですけれども、イルミネーション、電飾でみずからの船を飾るといいますか、夜間はそういうことを一般的に今までも行われておりますので、特に問題はないかと思えます。

斎藤(博)委員

具体的には、ライトアップでなくてイルミネーションというのでしょうかけれども、小樽市等と潮まつり実行委員会との間では、こういったことをするという事前の相談や協議なり、了解を求めると、そういったことはなかったと理解してよろしいのでしょうか。

(経済)観光振興室長

今の件でございしますが、小樽市としても、実行委員会としまして、自衛艦が潮まつりの期間中どのように対応したかということは連絡を受けておりませんし、実行委員会としてもその自衛艦の動向については承知をいたしております。

斎藤(博)委員

この項の総括的な質問になると思うのですが、こういった一連の自衛隊の夜間の動きが、小樽の大きなイベントの一つである潮まつりが自衛隊のPRに使われているのではないのかというような観点の指摘もあるわけなのですけれども、こういったことについて、現時点で小樽市としてどういう考えがあるか、お聞かせいただきたいと思えます。

経済部長

今の件に関して、これまで特別協議をしたことはないのですけれども、現実に港であいう潮まつりという小樽市民にとっては最大のお祭りを私どもが今やっているわけです。その中で、港ですから、当然その時々いろいろな船が入っているという状況の中で、今ご指摘があります自衛艦についても、私どもとしては先ほどありましたとおり、踊りに参加いただいたり、今回プラスバンドという形で出演いただいたりということもやっているわけでございます。そういう意味では、必ずしも時々船が入ることと、私どもとしてはその時々の中で入っていれば、協議をしながら今までご参加をいただきましたし、特別自衛艦側の意図だとかPRだというふうには感じておりませんけれども、今後とも港湾部などとも協議しながら、潮まつり時期の船の関係というのはそれぞれ協議をしながら今後も進めていきたいというふうに思っています。

斎藤(博)委員

公園の維持管理について

小樽の公園の維持の部分について、何点かお聞かせいただきたいと思えます。

まず、基本的な質問なのですけれども、市内にある公園の数をお聞かせください。

(建設)庶務課長

市内の都市公園の数についてでありますけれども、小樽公園ですとか、長橋なえぼ公園のような大きな公園から、地域の小さな街区公園と言われる公園、合わせまして91か所ございます。

斎藤(博)委員

公園が91か所ある、大小あると思うのですが、公園の中で昨今のお話でいいますと、業者をお願いするところ、それから市が直接に維持管理しているところがあると思えますが、数でけっこうなのですけれども、業者をお願いしている割合はどれぐらいになっているか、お聞かせいただきたいと思えます。

(建設)庶務課長

まず、委託業者なのですけれども、委託している公園というのは大きな公園が主でございます、例えば小樽公園ですとか、入船公園、朝里川公園など6か所になります。それで、割合なのですけれども、面積割合にしても、箇所割合にしても、ちょっといびつな格好になりますので、一番わかりやすいのは金額的な割合かなと思いますのでそれで言いますと、直営の臨時作業で行っている金額的なものは二千数百万円になりまして、委託料が約5,000万円ほどになります。これを率に直せば4対6ぐらいで、直営が4の委託が6ぐらいかなというふうに考えてございます。

斎藤(博)委員

聞き方が申しわけなかったのですが、今、小樽の公園の維持管理を受けている業者というのは何か所あるか、お知らせください。

(建設)庶務課長

先ほど申しました6か所ほどの公園の委託先なのですけれども、小樽造園事業協同組合、造園業6社からなるその組合に6か所を委託しておりまして、長橋なえば公園だけがシルバー人材センターに委託してございます。

斎藤(博)委員

それで、最近でけっこうなのなのですけれども、日常的な意味で公園の維持管理の部分で、例えば草刈りとか、季節、季節、いろいろなことがあると思うのですけれども、苦情等なんかがあるのか、あったらお知らせいただきたいと思えます。

(建設)維持課長

維持管理の部門につきましては、主に公園維持係というのが当たります。今年の機構改革で、維持課の方に設けられましたけれども、こちらの方に問合せというか要望、苦情等が来た件数ですけれども、今現在、集計している中で8月末現在で135件でございます。

斎藤(博)委員

そういう苦情なのなのですけれども、どういう形で来るのかなということを考えているわけなのですけれども、例えば公園の入口とか、それからよく壊れたり、壊されたりと言うとちょっと語弊があると思うのですけれども、例えば公園のトイレとか、水飲み場などがよく傷むわけなのなのですけれども、そういったところを見つけた人や、草がちょっとひどいなというふうに思った方というのから、どういったルートで小樽市の方に苦情が届くのかというのを、わかっていたらお聞かせいただきたいと思えます。

(建設)庶務課長

そういった苦情、要望については、直接維持課に来るものもございまして、庶務課の業務係で対応しているものもございまして。また、市長への手紙ですとか、メールやなんかでもそういう草刈りの要望というのも来ることはございます。

斎藤(博)委員

それで、例えば公園の今言われているような場所がありますね。公園の入口とか、トイレとか、水飲み場とか、あると思うのですけれども、そういったところに例えばこの公園の維持管理は今のお話ですとシルバー人材センターと小樽造園事業協同組合しかない、あとは直営なのだということ、窓口は三つになっているわけですから、ここにお電話いただきたいというような、直接の窓口をお知らせするようなものというのは掲示するわけにはいかないのでしょうか。

(建設)維持課長

先ほど庶務課長の方から、維持管理の委託業者について話がありました。造園事業組合に属している6業者が維持管理をしているということなのなのですけれども、公園の緑の部分については、この造園業者が対応しております。

なえば公園についてはシルバー人材センターなのですけれども、公園の施設の中には、今言った造園業者が対応できる部分もございますし、あと施設管理の中で、135件の苦情の中にもある部分ですけれども、例えば公園の中にあるトイレとか水飲み場、そういうものが壊れているとか出ない、また、水が出っ放しである。あるいは、園路の中の電気がついていない、そのような苦情もございます。そういうものについては、先ほど造園組合の方に委託しております委託の範囲の中に入っていないものもございます。そういうものについては、例えば先ほどの水飲み場とかトイレにつきましては水道の業者とか、園路の電気については電気屋、例えばフェンスが壊れているといえは土木業者とか、また、別の業者に委託しているということがございまして、一つの公園をすべて一つの造園業者に委託しているということがないものですから、今、委員からご提案がございましたその方法をなかなかとれないという部分がございますものですから、今現在やっています市の方に電話をもらいました中で、庶務課で受ける場合もございますし、維持課で受ける場合もございます。市の方で受けて、中で調整して対応したいということで考えています。

斎藤(博)委員

検討をお願いしようと思ったのですけれども、難しそうなのですけれども、要はその場で、例えば電話をかけようと、今は携帯電話を持ってその場にいますよね。トイレが壊れていますだとか、そういったときに、どこに電話しようかなと思うときに、小樽の公園なのだから小樽市の建設課に電話しなさいというふうになっているのは事実としてわかるのですけれども、だれでもわかるように、その公園で気づいたことといえば際限がなくなるかもしれないけれども、故障とか、危ないとか、傷んで古くなっていることがあったら、ここにご連絡くださいというようなことを、それぞれの公園にべたべた張れというわけでもないのですけれども、要所要所に張っていく。丸ごと造園協同組合に連絡するというのは無理だというのは、今お話いただきましたけれども、もしそうであれば、小樽市役所のこういうところに電話してくださいというようなことをお知らせするような看板といいますが、プレートといいますが、そういったものをぜひ検討いただけないかなというふうに思っていますが、いかがですか。

建設部次長

今、斎藤博行委員からお話がありましたけれども、これについては私どもが発注元でございますので、苦情なんかは私どもの方で受けたいと、こんなふうに思っていますし、一つは現地で、またお客さんと業者の間でトラブルになっても困りますので、あくまでも私どもの方に中継ぎをしていただいて、そしてしていきたいと、こんなふうに思っています。さらに今、小樽市、造園会社ということで、よくわからない方もいると思いますので、維持課と庶務課と二つに分かれましたものですから、その辺については電話番号を書いて、シールなんかも張って、周知をしていきたいと、こんなふうに思っています。

斎藤(博)委員

よろしくお願ひしたいと思います。

小樽病院の給食の委託について

小樽病院の給食の委託にかかわって、何点かお聞きしたいと思います。

前回の委員会の中でも、若干の議論があった部分なのですが、改めて現時点で業者との関係が、どこまで来ているのかというのをまずお知らせいただきたいというふうに思います。

(樽病)医事課長

16年度に入りまして、院内で給食業者選定委員会を立ち上げまして、道内にあるマル適マークの給食業者11社に説明会の案内をいたしまして、3社は辞退ということで、8社に説明をいたしました。その後、いろいろな資料等を提出していただき、提案書を説明していただき、また、業者プレゼンテーションを行い、計4回の選定委員会を開催いたしまして、現在8社から4社に絞ったところでございます。



齋藤(博)委員

この4社に絞られているという部分なのですが、その中でいろいろな委託後の条件の話がされているのではないかと、思うのですが、ひとつその前に、ちょっと違うことを何点が聞きたいというふうに思います。

病院で給食をつくっている際に、たくさんの嘱託職員を使っているというふうに聞いているわけなのですが、その実態についてまず教えていただきたいと思います。

(樽病)医事課長

現在、病院給食につきましては、正職員13名、嘱託職員21名、臨時職員6名によって、患者に給食を提供しているというところでございます。

齋藤(博)委員

それで、13人の正規職員の議論については、前回もやりとりがあったと思うのです。また、6人の臨時の方も、臨時だということで、今、一定の理解はできるわけなのですが、問題は、21名働いている嘱託職員の皆さんと、それから今回進められている小樽病院の給食の民間委託という部分との兼ね合いについて、どういうふうにお考えかをお聞かせ願います。

(樽病)医事課長

嘱託職員の21名につきましては、臨時職員の6名も含めまして、私どもとしてはこの27名の雇用を、また、労働条件等を委託業者の選定要件にすることは、やはり公平・公正な選定に若干でも支障を来すのではないかと、心配がございますので、27名につきましては業者が選定された、1社に絞られた段階で、極力就労支援に向けて努力していきたいというふうに考えております。

齋藤(博)委員

業者を絞られた中で、その嘱託職員の雇用にかかわる部分をテーマにするというか、その議論をするのは、公平・公正な審議に支障があるというような趣旨のお話があったのですが、もう少し具体的にどういう、4社に同じように、例えば業者の方に現在いる21名の嘱託職員の雇用についてそれぞれ平等に聞いていくということは、どういう答えが出てきてどういう判断をされるかということは別として、どういう考えでいるのかということをお聞きすることが、どういう公平なり公正なりに欠けてくるのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

(樽病)医事課長

それにつきましては、それを業者選定の絶対条件にするということになりますと、業者間の中でそれぞれ自分の中の雇用なり労働条件等を持っている会社もございますので、こちらの方からこの27名を絶対雇っていただくというふうな、これはちょっと公が民に対する圧力みたいな部分もございますので、その辺は差し控えなければいけないのかなと。ただし、嘱託職員は21名、長い方でもう20年も勤めている方もございますので、私どもといたしましては、21名なり、臨時職員の6名なり、1社に決まった段階で、雇用に対する説明会等を開催するようお願いして、当然経験もございまして、同じ場所で働くわけでございますので、それらを側面からその業者に向けて就労支援をお願いしていきたいと、こういうふうに考えております。

齋藤(博)委員

今おっしゃっているのは、例えば4社の中の1社に決まったら、決まった方と21名なり、6人いる臨時職員なり、嘱託職員の雇用について、決まってからお願いしたいのだという趣旨ですね。4社から1社を選ぶ際の一つの判断材料になりかねないという部分について、先ほど来課長の方からお聞かせいただいている部分では、それはお金の問題で折り合いがつかなかったのだとか、結果の問題としては別なのですが、小樽市として、雇用主の責任として、その四つの会社がどういう採用計画なり、その採用計画から見たときに、その嘱託職員の雇用について何が言えるのかというようなことを議論する余地とありますが、そういった枠というのはないものなのですか。

(樽病)医事課長

確かに、私どもから例えば業者の方に、今現在いる職員を絶対雇用してくれと、そしてその労働条件なりを出していただきたいと言った場合に、今、この業界、だんだん病院給食等も民間競争が激化しておりまして、公からそういう形で言われると、それなりにみずからの弱いところをつかれたみたいないな感じで、提案するときにはその中に一つそういう公から言われた部分で非常にそれが業者を締めつけるといいますか、そういう部分が生じるのではないかというものがあまして、その辺については確かに委員がおっしゃられたとおり、同じ条件でこういうふうにといいことも考えられるのですけれども、その辺を私どもは心配しまして、その辺については業者に提案していただく部分には盛り込んでおりません。

(樽病)事務局長

今、課長が申しましたのは、こういうことです。今現在、働いていただいている嘱託、臨時の職員がいますけれども、この方を採用していただける会社を優先的に選ぶということとはしない。あくまでも、4社は同じ土俵で我々は選考していきたいというふうにして考えて、それでこの問題はそういった形の条件づけでいろいろ選考基準を設けて、この間、新聞記事に載ったのですけれども、国立病院、これは北海道なのですが、そういう条件をつけたことが非常に問題になったという記事も載ってまして、そういった意味で我々の研究した中では、市の嘱託なり臨時の職員を雇うところを優先的に選定するというのではなく、何社かに絞って同じ土俵で平等に選考していきたいというのが我々の現在の考え方です。ただ、委員がおっしゃいますように、古くは20年も勤めた嘱託職員もおりますので、そういった方は経験、いわゆるキャリアもありますので、そういった方が同じ給食現場、委託先の給食現場で雇っていただけるような、私どもは業者との話し合いはやっていきたいというふうには思っております。

斎藤(博)委員

少し質問の角度を変えますけれども、この問題については当然当該団体等との話し合いというものを進められているだろうと思いますし、いろいろな話が聞こえてきているので、あくまでもそういったことの理解なり了解を前提にしてというような話なのですけれども、今、もう9月20日を過ぎているわけでありまして、今後のスケジュールといいますか、今後、どういった流れの中でこの委託業者を決定していくと、そういったことが進められていこうとしているのか、いろいろな条件があると思うのですけれども、言えるところでスケジュールを示していただきたいと思います。

(樽病)医事課長

病院給食の委託は、現在、17年4月から実施したいというふうには考えているのですけれども、4月1日にいきなり業者が来てやれるという問題ではございません。たぶん、12月くらいから引継ぎをしていかなければならないくらい、かなり前段で必要なわけです。それで、私どもとしましては、4社に絞られた現在の段階で、もう一度提案書などのプレゼンテーションをしまして、10月下旬くらいまでには何とか絞っていききたいなというふうにして考えております。それによって、また当然今働いている方のそういう説明会等を開いて、皆さんまだ若い方もいらっしゃいますので、そこがだめならまた次のということも考えられますので、その辺なるべく早めにいろいろな部分を紹介していきたいなというふうにして考えております。

斎藤(博)委員

この部分の最後というか、要望ですけれども、病院給食の委託の議論があって、これが今進んでいく中で、職員の取扱い、残る栄養士の仕事の問題については、前回の病院の特別委員会の中でもお答えをいただきました。職員の異動や職種変更の話も、前回のこの委員会の中でもお話をいただいたと。そういった中で20人、30人近い方の雇用問題というのが置き去りにになっているのではないのかなという、していないというふうにして当然言うと思うのですけれども、ただ小樽市は今後、既存のところでは考えている委託というときに、その職場でしか働ききれないという雇用条件を持っている人にとっては、委託の推進イコール首切りですから、そういった部分については、やは

り雇用主の責任というのはあると思うのです。全面的にその仕事の役割がなくなってしまったからやめますというのではなく、ほかの業者の方をお願いするという形で、雇用主の方針で雇用にかかわる問題が発生するわけですから、ぜひそういった小樽病院で給食をつくるということを契約にしている方の雇用について配慮をお願いしたいというふうに思います。これはもう要望ですので、答弁は要らないです。

税の滞納の実態について

代表質問でもいろいろ質問しました税収の問題の中で、滞納の実態についてぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

過去5年間分ぐらいの税別の滞納状況、そういった部分について、金額、件数というのですか、滞納されている方の人数などをお聞かせいただきたいと思います。

(財政)納税課長

過去5年間の滞納の実態ということで、科目別に大きなところで、個人市民税の部分と、それから固定資産税の部分についてお答えしたいと思います。

平成11年度の市民税なのですが、件数として1万624件、これは過年度からの滞納の状況も含めた延べ件数です。そして、調定額が5億1,082万6,000円として丸めます。それから、固定資産税については6,479件、金額は7億4,340万8,000円。それから、12年度、市民税、件数が1万499件、金額が4億2,233万4,000円。固定資産税については6,592件、金額は7億3,316万円。13年度、市民税、件数が1万667件、金額が4億1,209万2,000円。固定資産税、6,923件、金額が8億3,538万円。14年度、市民税、件数が1万1,216件、金額が4億2,548万2,000円。固定資産税については、7,616件、金額が9億9,097万5,000円。15年度、市民税、件数が1万1,499件、金額が4億943万4,000円。それから、固定資産税、8,160件、金額が13億1,808万2,000円、このようになっております。

齋藤(博)委員

特にというわけではないのですけれども、今の話でも最近の伸びでは急激だなというような印象を持ったわけなのですけれども、滞納と云って1か月滞納して翌月払われた方がいると思いますけれども、ここで言われている滞納者に新たに15年度中に滞納者として押さえられている、この数字に入っている全納分の質問なのですけれども、例えば全納した部分の内訳、税別でこういうところで全納があったとか、何件あったとか、いくらあったということ、もしもわかっていたら教えていただきたいのですが。

(財政)納税課長

各年度の中において、滞納者の税別の状況だとかというのは、私どもは滞納整理を進める上では、前回の所管の質疑でも話しましたが、各科目、複数滞納していても1人は1人と、そういう中で整理をしておりますので、例えば平成15年度当初の滞納者というのは9,343名おります。これも14年度から引き継がれて、15年6月に出納閉鎖期後に14年から15年に引き継がれたと。その時点での考え方をいたしますと、14年度で新規にというか、新しく滞納者となった者は、その9,343名のうち4,083名が14年度新しく新規滞納になって、翌年度に繰り越したと。前年度滞繰ということ。そういう形の押さえはあります。ただ、それに対しての金額等については、特段押さええておりません。

齋藤(博)委員

先ほどの数字で言いますと、9,300何名のそのうち4,000名ちょっとが新規だということは、9,300名のうち簡単に言うと5,300ぐらいは過年度からずっと来ている方で、新規に15年度中に発生したのは4,000件ぐらいだと、このような認識でよろしいのでしょうか。

(財政)納税課長

具体的に言えば、15年度に行くには、14年度当初はありまして、14年度の中で完納した部分や不納欠損で落としています。残ったものが要するに14年度の過去からの部分の滞納が残ります。そのほかに14年度中に新規になった

ものが加わって、先ほど言いました9,343人と、そういうふうになっております。

斎藤(博)委員

少し質問の趣旨を変えたいと思います。

要するに、私が聞きたいのは、滞納者と言われている方も、新しく滞納者になった方もいるし、15年度中に税金を納めきって完納して、先ほどの数字から減った方もいて、プラス・マイナスをしながら、最終的にはどうなっていくのかなということ推移として知りたいなというような思いがあったものですから、お聞きしたわけでありませう。それはまた改めてどこかで聞かせてもらいます。

最後に、この部分で先ほど来、答えていただいている納税課という立場からすると、滞納者と接するときには、その滞納者の滞納の状況を前にして、滞納者の事情なりから幾ら払ってもらえるのかと、そういう話をするわけですから、一人のAさんという方について、これだけのものがあるのだということをもって、そして払える金額によってそれぞれの判断の中で入れていく、そういう処理が展開されていっているのだろうというふうに理解しておりますが、その辺について、今の理解でよろしいでしょうか。

(財政)納税課長

今、委員がおっしゃったような形で、私どもは納税交渉に当たっています。

斎藤(博)委員

そのときに、税ではないということはじゅうぶんわかっているのですけれども、今、同じ小樽市という観点からいうと、市民税とか資産税の滞納の情報を持って滞納者と接する納税課の職員は、国保料の滞納状況について、どういったような情報を持っていっているのだろうか。若しくは、どういった連携がされているのか、あったらお知らせいただきたいと思います。

(財政)納税課長

私どもは市税の収納のことで頭がいっぱいなのですが、国保料との関係といえますか、協力、連携関係、具体的な中では、市税の部分とそれから国保料の部分、ともに滞納になっているケースというのはたくさんあります。その中で、納税義務者といえますか、そういう方がすべてお支払いいただければ問題ないのですけれども、払うのに限界があると。そうした場合には、その滞納状況とか納入の方法について、納税課の職員とそれから保険年金課の職員において、どのような対応をしていくか、進め方をしていくかということで、お互いに連携し、協力しながら進めていることは間々あります。実際、国保との関係で言えば、職員間にとってはそのような状態にあります。

斎藤(博)委員

私の質問の最後ですけれども、今の質問の逆の意味で、国保料の徴収の部分でお聞きしたいと思うのですけれども、逆に保険年金課は国保料の滞納処分ということで、たいへんご苦労されているというふうに聞いているわけなのですけれども、そういった立場でほかの税の滞納に対してどういった情報を持って、若しくはどういった展開をされているのかお知らせいただきたいと思います。

(市民)和泉主幹

まず、国保料の滞納者、我々の担当は国保料あるいは介護保険料の滞納ということですので、まずその滞納があるかどうかということでの交渉を中心に進めています。ただ、実際滞納者の中には、税の滞納もありますというようなことが交渉の過程で出てきます。そうした場合には、税の担当者と連絡をとりながら、滞納者との交渉に当たってまいります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

小樽脳神経外科病院の患者受入れについて

私は、ごみ問題と防災と医療のことでお聞きしたいというふうに話していたのですが、委員会が始まる前に緊急の電話が入りまして、脳神経外科病院のことについて1点お聞きしたいと思います。

小樽脳神経外科病院の患者の受入れ状況について、進ちょく状況はわかりますでしょうか。

(保健所)総務課長

先週報告しております内容からの進展はないというふうになっております。

菊地委員

本当にせっぱ詰まった患者の家族から要請の電話だったのです。本当に切実な声で、もう9月末がまもなくですから。それで、市長に伺いたいのですけれども、小樽病院で緊急避難的に受け入れるということではできないものなのでしょうか。

市長

脳神経外科の患者は、それぞれ病状と申しますか、症状が一般の患者とは非常に違いますので、受入れについて私も第二病院の院長に極力受け入れするようにという話をしましたけれども、病院としてはベッドの問題もありますし、それから今申し上げました症状の問題があって、どこまで受け入れるかという話がありました。それで、今、小樽病院というお話ですが、先ほどの第二病院の院長の話によりますと、小樽病院には担当のドクターがいなくて、その症状に合った対応ができないのだからと思うのです。ですから、小樽病院ではちょっと難しいのではないのかなという感じはしています。

菊地委員

ベッドはあるのですよね。

(樽病)事務局長

初めて小樽病院の話を伺いましたけれども、ただ一つ問題は、私が聞いている限りでは、我々の病院は一般病床と申して、急性期型の病床でして、在院日数も非常に短くしていく、それによって診療報酬加算も多くなると。一定程度受け入れるという努力をしている中で、いわゆる療養型の患者が物すごく多いわけです。そうすると、在院日数もおのずと、緊急避難的にということであれば別ですけれども、そういう簡単にこの先なかなか残念ながら転院先が見つかるというのは難しいかと私も思いますけれども、小樽病院にとりましても、その在院日数、今、例えば21日を超えればぐっとランクが低くなるのです。現在、小樽病院がだいたい21日ちょっと切るぐらいの在院日数になっているわけで、そういった中で医師の皆さんも経営努力をしながら今やっていますので、事情はよくわかるのですが、その辺はなかなか難しい面があるということをご理解いただきたいと思います。

菊地委員

なかなか引き取り手の病院が見つからないということで、ご苦労されているようなのですが、患者やその家族にとっては本当に切実な問題なのです。私は緊急避難的と言いました。引き続き受け入れてくれる病院は、もう本当に脳神経外科病院のスタッフ、それから保健所、さまざまな方が努力していると思うので、小樽病院で脳神経外科の医師、これは脳神経外科病院の責任ですから、その病院の医師も含めて、緊急避難的にベッドを提供することもぜひ考えていただきたいということで、要望を含めながらお願いして、質問にしたいと思います。

(樽病)事務局長

その辺のしくみが、私はちょっとわかりませんが、それは例えばベッドは確かにあいていますから、そこに入院することはできるのですけれども、それはどこが主体になってその患者を診るのか。確かに医師と一緒にいってくるというのは、それすらもちょっと難しいかと思えますけれども、それはどこの病院で診療したことにするのか、それはおのずと小樽病院になりますよね。それとも、いわゆる保険医療でないということであれば、また話

が別ですけれども、そういうわけにもまたいかないでしょうし、その辺になるといろいろ難しい面があるのではないかと思います。

菊地委員

というようなことも含めて、いろいろな人が知恵をぜひ出し合っていたきたいということなのです。よろしくをお願いします。

ごみの有料化について

では、ごみ問題で質問します。

公明党の斉藤陽一良委員からもる質問されていたのですが、これまでの説明会で、基本的な考え方に関する懇談会だというふうに、市長は本会議の中でも再々質問でこのように答えているのです。改めてお聞きしたいのですが、今まで38回開かれてきました説明会で、4月1日から有料化する17年度予算で、手数料として3億6,800万円を市民の皆さんに負担していただくのですよと。そのうち袋をつくったり、それからその袋を売るお店に委託料を払ったり、資源の回収に2億6,300万円使います。そして、残り1億500万円の使い道、こういうことまでを含めて説明してこられたのかどうかについてお聞きしたいのですが。

(環境)間淵主幹

説明会におきまして、有料化に伴う歳入と歳出の部分の説明でありますけれども、有料化に係る費用ということでは、袋代にかかる費用、それから資源化費用、市民サービス向上の費用ということで説明いたしまして、その他の残りの部分につきましても、各会場、私の記憶しているのは6か所ほどの会場でございますけれども、この中では、残額の用途についてはどのような用途を考えているのかという中では、リサイクルプラザの19年度からの供用開始も含めまして、ごみ処理場の方へそれらが回される、リサイクルを中心とした費用の中で回されるということで、質問がございました。そのほかにも、施設に関する質問等の中では答えているかと思えます。基本的には6か所で答えてございます。

菊地委員

6か所ということですが、それでは具体的にお聞きしますけれども、38か所でそれぞれ参加された市民の方から具体的な質問がなくても、こちらからこういうふうなお金の使い方ですよというふうにされたのが、それとも市民の方は、ではそのお金は幾ら予算していてどういうふうにするのだという具体的な質問があつての答えだったのでしょうか。その辺、お聞きしたいと思えます。

(環境)間淵主幹

「基本的な考え方」の中では、家庭ごみの有料化という中でございますけれども、有料化による収入は主に資源物の収集拡大や市民サービスの向上の経費に充てていくということで、私どもは残額の用途も含めて、こういう部分ではそういう表現で説明してございます。

それから、そのほかでございますけれども、いろいろな個々のやりとりの中では、今言った質問については出ることもあったかと思えます。一応先ほど言いました6か所につきましては、出席者からの質問について、私どもが答えたとところでございます。

菊地委員

今、主幹の方から話がありましたけれども、これに基づいて説明なさったのですよね。

(環境)間淵主幹

そうでございます。

菊地委員

この中には、具体的な金額にかかわるところというのは出てきていないので、よほど関心のある市民といいますが、読みの深い市民だったら、ではそのお金は幾ら集まって、どのぐらいかかるのだというふうな聞き方をなさる

と思いますけれども、やはり通り一遍の説明だというふうにしかな受け取れないのです。ですから、3億6,800万円の歳入で、袋の製作費や資源物の回収に2億6,300万円かかるのだと。ぱぱっと頭で計算して、では残りの1億500万円というのはいったい何に使うのだという説明をしていないこと自体が、今まで本会議や委員会でじゅうぶん市民に説明してご理解を得ているというそういう根拠にはならないのではないかとこのように私は思うのですが、主幹はどのように思いますか。

(環境) 間淵主幹

家庭ごみの有料化という中におきましては、小樽市の現状におけるごみ収集の在り方、それからまた、ごみ減量の在り方等に最初に触れてございます。その中で、私どもでとらえております減量化の目標ですとか資源化の目標、それらを最初に訴えた中で、減量化、有料化の必要性というものを訴えてございますので、この1リットル当たり単価2円というものは、当然私どもが今後進めていこうとするごみ処理費用にかかわるものという大前提で私どもは説明したものと考えてございます。その中で、具体的な有料化による収入といたしまして、資源物収集拡大、市民サービスの向上は言っておりますけれども、先ほど説明しました今後の小樽市のごみ行政全般の中での説明でありますので、受け止められる方はその残額についても、当然小樽市の清掃にかかわる費用というものでとらえていただいているものと感じてございます。

菊地委員

それで、1億500万円の使い道についてなのですが、具体的に予算書でお聞きしたいのですけれども、これは16年度予算なのですけれども、衛生費です。ここで、一般財源から5億9,979万7,000円を支出することになっています。来年度の予算では、ここに手数料で3億6,300万円、もろもろで2億6,300万円出ていきますよね。単純に言います。単純に、ここが1億500万円減るというふうに理解してよろしいのですか。

(環境) 管理課長

今、おっしゃられました平成16年度の一般会計の部分が6億円ぐらいあるという中で、1億500万円が差額分になるのですけれども、この部分が直接的にはごみ処理費に手数料を充てます。清掃費全体の中でもって、それらがけっきょく手数料として3億6,800万円を充てるわけですから、それでそこのごみ処理費としては三角が出てくるわけです。ただ、全体の清掃費を見ましたときには、それらの中でもって解消されている状態になっています。

菊地委員

清掃費に一般財源から繰り入れる額というのはどうなるのでしょうか。

(環境) 管理課長

3億6,800万円が実際に入ってくる見積書とありますが、決算説明書の当たるところを私は今ちょっと説明しただけなのですけれども、基本的にその1億500万円が余った部分は、一般財源が6億円ありますから、単純にその部分を差し引いた数字、その5億円という形が一般財源分として出てくるわけなのですけれども、ただ当然そのほかに、リサイクルプラザの建設に向かって、広域連合に対する負担金等も清掃費の中に入っているわけですから、使い道としてはそういうものにも充てていきたいという考えでいるということです。

菊地委員

というようなことは、説明会の中で、市民の皆さんには説明なさっているのですか。今、管理課長が話したようなことを、説明会の中ではしているのですか。

(環境) 管理課長

先ほど、ごみ処理費にこの手数料を充てるのですよとか、そういう形で具体的な話はしていませんけれども、ただ先ほど言ったように、使途としてこういう形で、例えばリサイクル部分も出てきますよ、負担金も出てきますよ、こうやってお金は増えていくのですと、そういう形の中で使わせていただきたいという話はさせていただいているということです。

菊地委員

どうしてこういうことを聞くかと言いますと、有料化に必ずしも反対ではないという市民の方でも、この家庭ごみの有料化を始めると、有料化にかかわってさまざまな袋をつくるだとか、それから資源回収を増やしていただくとか、それから委託料がかかるだとか、そういう掛け値なしにかかるのはいいけれども、一般財源から清掃費に充てる部分を少なくするとか、そういう名目で使われるのは、市民としては納得がいかないという声が圧倒的多数なのです。ですから、私はその部分も含めて、説明会できちんと市民の納得を得ているのかということをお聞きしているのですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

(環境)管理課長

「基本的な考え方」の中で、この手数料収入を主に資源物の収集拡大、主にという形で表現させていただいているのですけれども、そういう中で使わせていただくと。それで、主にという意味は、そこだけではなくて清掃費の中で、先ほど言いましたリサイクルプラザ等の部分も、これは聞かれた場合の部分ということになりますけれども、その他残金等の部分で増高しますと、そういうような部分に使わせていきたいという形では説明しているところなのですけれども、これは6回というふうな形でもって言われていますけれども、私の耳の中に残っている部分では、6回ではなく、部長が冒頭あいさつするわけなのですけれども、その中でもそういう話はしています。

菊地委員

あいさつの中とか口頭でということになると、根本的には丁寧な説明ではないと思うのです。はっきり言って、この「基本的な考え方」の中に、そういう財政的なものを数字できちんと示すぐらいの、そういう丁寧な説明をしていかない限り、市民合意は得られたというふうに考えられないのではないかと思います。はっきりこの3億6,800万円、2億6,300万円、1億500万円という具体的な金額を含めて、こういうことに使っていきますという説明会をやり直すべきではないですか。そういうふうなことをしながら、それをやってなおかつ市民合意を得られたというならわかりますけれども、決してそうではないというふうに思うのですが、どうでしょうか。

(環境)間淵主幹

先ほど来の「基本的な考え方」に対する私どもとしての説明の流れでございますけれども、一つには2円という考え方に、負担という処理費用が幾ら幾らかかっていると。その処理費用に対して、幾らを市民の方に負担していただくのだ、そのようなところからスタートして、私どもが今回2円というものを設定したわけでございませぬので、どうしても私どもの説明等の中心というのは減量化というところ、それに必要な市民意識の向上という部分ですとか、また、市民サービスの向上、減量化の推進等々の部分が説明の中心であったということでもあります。

それから、先ほど使途についてもそういうことでありますので、資源物の収集拡大ですとか、市民サービスの向上、これらにどのようにまず充てられていくのかということが、皆様の最大の関心事でございましたので、その辺に力を入れながら答えたとところでございます。それでまた、先ほどありましたとおり、この残額についても主にとということでの説明でありましたけれども、やりとりの中では記録上は先ほど申した回数ですけれども、このほかに、私どもはやりとりの中では先ほど言いました1億円近い使途については、リサイクル費用を中心にした清掃費に充てるということは説明してございますので、その辺は私どもの考え方が負担というところからのスタートではないがために、そういう流れの説明になったということをご理解いただければと思います。

菊地委員

でも、実際に議会で議案としてかわるのは手数料であり、その値段なのです。市民が実際に払うのはお金ののです。そういう点でいったら、1リットル2円という根拠も崩れるのではないですか。

(環境)間淵主幹

これは、私どもは1リットル当たり単価2円と設定した上での補正予算の出し方でございますから、先ほど言いましたとおり、では2円をどのように出したのかということは、先ほど来答えているところでございますので、も



しこれが私どもが市民負担を例えば3割なり何割なりを取るということになれば、その辺、詳細な説明が必要かと思えますけれども、そういう部分では単価2円という設定が、先ほど言いました減量化に基づくところの単価設定でございますので、その辺が補正予算等との絡みとはちょっと違うかなというふうに感じております。

菊地委員

実際に1リットル2円として設定されて、市民が払うお金がどういうふうに使われるのかということで、市民合意が得られていなければ、2円という根拠に基づいた手数料というのは出てこないと思うのですが、しつこく言うようですが。

環境部長

先ほどから、主幹が何回も言っておりますように、私どものこれまでの説明会の基本にありましたのは、やはり審議会の答申に基づきながら、ごみ減量化に効果があり、そして市民が減量化に取り組むきっかけになるであろうと。そして、その金額というのは、市民にあまり大きな負担にならないで、市民の理解を得て協力してもらえらるうと。こういったことの金額として、他都市で今実際に採用している内容を説明しながら、この単価設定をさせていただいたと。ですから、私どもとしては、前にも話しておりますように、これに幾らかかりますよ、これに幾らかかりますよという、そういった積み上げを具体的にしたということではなくて、市民が合意していただける金額、こういったことを前提にまずお話をさせていただいているというものでございます。

それから、先ほど来、何回か市民に対する使途の問題がございましたけれども、これは私も当時あのかたしは5月に、広域連合の関係で焼却施設やリサイクル施設などが約70億円ということで、大きく新聞報道もされております。それから、第2回定例会でも、この使途の問題につきましては、たしか新聞報道などでもありましたように、私どもの方の広報でも、この「基本的な考え方」をお知らせしておりますが、多くの市民の方々も基本的には興味を持っていただいていた部分だと、私は思っています。そういった意味では、私の方から皆さん方にいろいろな説明をする前段でも、こういう広域連合の関係だとか、あるいはその市民の意識啓発の中で、ごみの減量化、資源化に取り組んでいくためには、これからたいへん大きなお金もかかっていく、そういったこともお話しさせていただきますので、今回、そのように審議会答申を受けながら、主に資源物収集拡大や市民サービスの向上に充てるという趣旨は、その中で1年、2年の中でもし仮に残余があったとしても、それは今後増高していくそういうごみ処理の事業に充てていく、こういったもので市民の皆さん方が受け止められるような、そういう話をこれまでさせていただいてきております。その中で、そういう細部について質問がある市民の方々には、具体的に金額を出して説明をしたということでございますので、この部分につきましては、基本的には多くの市民の皆さん方の相当の理解を、私どもとしては得ていると、このように考えております。

菊地委員

ごみの減量化を目指す、そのための有料化ということでは、一定の市民の理解を得ることはできたかもしれませんが、具体的にこの1億500万円の使い道、それらについての詳しい説明をしたときには、実際にはどうなのだろうなというふうに思うのは、私の率直な意見です。どうしてかということ、ふれあいバス、100円導入しました。そのときにも、導入した後から、多くの市民がそれで市の財政が潤ったのだろう、そのことに貢献できるのだという意見なのです。でも、実際にはどうですか。そのふれあいバスの100円導入で、一般財源で市が持ち出すお金は5,000万円だけだったでしょう。ほとんど中央バスに入る。そのことを実際市民は知らないのですよね。私は、本当に具体的にこのお金の使われ方が、細かいところまでどうなのかということをも市民に詳しく説明する義務があるという意味で、改めて説明会をやり直すべきではないかというふうに言っているのです。そのことは、平行線だといえれば平行線ですけども、改めて主張しておきます。

次に、減免のことについてお聞きしたいと思うのですが、同じ清掃手数料では、し尿のくみ取りで減免がありますけれども、それはどういう経過で導入されたものかということについて、お聞きしたいのですけれども。

(環境)管理課長

し尿の減免でございますけれども、生活保護受給者、高齢医療受給者、児童扶養手当受給者とか障害年金受給者に対しまして減免しているところがございますけれども、この減免については、生活する上で、これを例えば努力で減らすとかそういう形の性格では当然ないわけでありますので、そのため、そういうような生活保護世帯などの分を、生活を支援する上で調整させていただいているという減免でございます。

菊地委員

今、し尿の手数料の減免についての説明を受けたのですが、私たちは有料化には賛成はしませんけれども、同じ清掃手数料ですから、今度のごみの有料化にも当然減免を設けるべきだというふうに考えていますが、その辺はどうなのですか。

(環境)間淵主幹

今回の実施計画におきましては、私どもといたしましては災害等特別な場合を除き、手数料の減免は行わないとしているところでございます。私どもの有料化の目的が、市民意識の向上によるごみ減量化の推進であるということの一つの理由といたしまして、減免を行わないというふうにさせていただいているところでございます。

菊地委員

要するに、ごみは努力すれば減らすことができると。それで、お金を出したくない人は頑張っでごみを減らして、少ない金額でというふうなとらえ方ですよね。ただ、し尿は努力しても、例えば紙おむつとかはどうなのでしょうね。今、生まれた子ども、あるいは高齢者でも寝たきりで紙おむつを使用している人はたくさんいるのです。それはちょっと努力しても減らすことはできないようなのですけれども、そういうことについて、どう考えたらいいのでしょうか。声として、せめて子どもがおむつを外せるまでは、2週間にたぶん10リットルサイズで1回は、もっと多いかもしれないですね。それで、子育て中のおむつが外れるまでの家庭には、せめて1年間に使う分ぐらいは無料で配布してほしいというような声も実際にはあるのです。

(「そうだ。子育て支援だ」と呼ぶ者あり)

と、前田委員も支援していただいているのだらうと思います。実際には、子育て支援だとかそういうふうに言いながら、産めよ増やせよとまではいかないのですけれども、実際に具体的な手だてのところでは、小樽市の場合はなかなかいろいろなことが見えてこないのです。この子育てに限らず、在宅で寝たきりで看護なさっている方もいらっしゃると思うのですけれども、私は実は経験があるのは、一月ちょっとだったのですけれども、父を在宅で看病したことがあるのですけれども、毎週毎週ごみの日に、紙おむつのごみを出すのが本当に気が引けるぐらいの量になったものですから、いや、これはいったい今後どうなるのだらうかというふうに思った記憶があって、本当にこのし尿で減免するというのだったら、せめて紙おむつを使っているうちだとか、そういうところは減免すべきではないかなというふうなことも考えているものですから、その辺についてはいかがでしょうか。

(環境)間淵主幹

ただいまの菊地委員の質問と同じような内容で、若いご婦人の方からは、子どもに対する紙おむつの減免というご要望がございました。また、他市でも若干でございますが、そのようなことに配慮されている市もございましたけれども、小樽市といたしましては、それらを全く検討しなかったわけではなく、これらもそういう実態もあることも踏まえた上で、今回はまずは減量ということを最大の課題として、まず取り組むということで、今回、こういう紙おむつ等の使用も踏まえた上で、災害等特別の場合を除き、手数料の減免を行わないというふうにしたところでございます。

菊地委員

ずいぶんかたくなだなと思いますけれども、平成21年までの減量目標数に達したときの1人当たりの負担金は190円と先ほどお聞きしました。その190円になっていきますと、手数料収入というのは幾らになるのでしょうか。

(環境)間淵主幹

収入でございますけれども、総額で3億2,177万円ほどで見でございます。

菊地委員

そういうふうにごみが減量されていきますと、手数料の減収になりますけれども、それを補うためにはどうするのでしょうか。ごみ袋の値段を上げるのでしょうか。

(環境)間淵主幹

確かに、減量化に伴い、ごみ量が少なくなることで、最初に言いましたとおり、平成17年度であれば1人当たりにつき210円が、21年度では190円と行きます、かなりの収入減にはなりますけれども、私どもは減量化が目的でございますから、それらは一つの減量化の効果が出るものとして、これは歓迎するところでございますし、それによって市民のこの1リットル当たり単価2円というものを上げるという考え方は、今のところ持ち合わせてございません。

菊地委員

逆に、今のところ単価を上げる考えはないということですが、他都市の例を見ましても、ごみ量が一時減るのですけれども、この後増えるという傾向もないわけではなく、逆にごみ量が増えるというふうには考えていないでしょうか。その辺はいかがですか。

(環境)間淵主幹

ごみ量につきましては、小樽市の場合は他都市よりも資源化拡大にかなり力を入れて、品目等も増やしてございますので、その点、揺り戻しは確かに若干あるかと思えますけれども、心配するような揺り戻しはないものと思っておりますし、何よりも今後の啓発に力を入れながら、各個人、市民の方々の減量意識が薄れないよう努力してまいる考え方でおります。

菊地委員

市民が必ずしも納得していないということで、一つの例を挙げたいのですけれども、ごみ有料化はごみ有料化だけの問題ではないというふうに、私はそのとき思ったのです。街頭で、実は署名行動をしていたときに、かなり高齢のご婦人が何の署名かというふうに尋ねてきて、ごみの有料化に反対する署名なのですよというような話をしたのです。そのご婦人が、「いや、ごみを出すのにもお金がかかるのかい。早く死ねってことだよね」たかだかごみと思ったのですけれども、何でいきなり早く死ねってことだよねというところまで発想がいくのかなと、私もびっくりしたのですけれども、考えてみたら、介護保険料が上がりましたし、年金が下がっているのです。そんな中で、どうやってこの先暮らしていこうかというふうに思っている市民にとっては、今度のごみの手数料は本当にダブルパンチというか、トリプルパンチというか、これ以上お金を持ち出すことはないだろうと思っているやさきの仕打ちだったのではないかなというふうに思ったわけなのです。そういう意味では、今、減免については全く考えていないということをおっしゃっていましたが、今後、さまざまな実態の中ではぜひ考えていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。もちろん共産党としては、今度のごみの有料化については最後まで反対して、その意見を統一したいというふうに思っています。

台風18号の防災について

次に、防災のことについて、お聞きしたいと思います。

この間の台風18号については、職員の皆さんも本当にご苦労なさったし、また、今でもさまざまな対応に追われていることと思えます。それで、強風の被害について、今度の台風のことについては、防災ではこのような風が起るというふうにとらえていたのかどうかというか、そのことについてお聞きしたいと思います。

(総務)高野主幹

気象庁の発表によりますと、私どもは7日時点で、あるいは8日の午前4時ぐらいまでにつきましては、陸上で

最大風速30メートルという話で聞いておりました、情報も得ております。それに対しまして、今回の30メートルというのが建物が壊れる、その境目ぐらいの基準なのです。それが最大だということで、そのままの情報が当たればということで、私どもではこのような形でいくと予測はしておりませんでした。

菊地委員

今、予測はしていなかったとおっしゃったのですか。

(総務)高野主幹

最大風速というのが、10分間のスパンを平均してとるのです。それが30メートル以下。ただ、皆さんの話題になっています最大瞬間風速、それは一瞬なのです。その44.2メートル、あるいは57メートルという話もありますが、その部分につきましては、私どもの方で気象台から過去に習っている範囲の中でも、最大風速が30メートルの場合に、最悪、最大瞬間風速が1.5から2倍の可能性はあるということでは承知しております。その最大瞬間風速につきまして、九州の方では60メートルを超えたという情報がありました。それが陸上を走っているときははかれるのですが、日本海を走っているとき、この最大瞬間風速というのは、測候所がないと出ないのです。その間、ずっとふちのところを出ているケースもありますけれども、影響あるとは思いますが、北海道のところまで入ってくるまで、北海道の風速は押さえきれないと。次の日の8日の朝、6時近くには倶知安の方にはある程度影響が出てきたと。そういう中では、32メートルぐらいを記録しています。その時点では32メートル前後という予測はあるのですが、当初のときでは、予測はしていないということです。

菊地委員

札幌管区気象台のさまざまな気象情報というか、そういうのは随時押さえていらっしゃるのですよね。

(総務)高野主幹

気象台の情報につきましては、向こうから送致されるので承知しております。

菊地委員

私自身が思ったのは、小樽は確かに幸いにして過去も被害とか災害が少ないところなので、朝起きて、あれ、こんなものかなと思ったのです。実際には、私もそう思ったのです。ただ、台風が既に通り過ぎたと思われる渡島とかそういうところで、すごい風が吹いていましたよね。はたと気がついたのです。これは、中心が去った後に強風が来るのではなかろうかと思ったわけなのです。それで、札幌管区気象台にいろいろ問い合わせましたところ、台風が通った後の吹き返しの被害が怖いのですということは一般的に言われていることですし、防災担当でしたらそういうことを押さえておくのは常識なのだというふうに言われたのですけれども、その辺の押さえはどうだったのですか。

(総務)高野主幹

私どもでは、台風のたびに気象台の方から吹き返しについて、西風について注意ということでお聞きしております。気象台の発表の時間経過でいいますと、朝の4時ぐらいまでは30メートル、それから4時からは最大風速25メートル、8時30分では23メートルということで、予想はずっと下がってきたのです。その後、10時台に最大風速とかいろいろな計測、瞬間風速が出て、気象台としてその予想を今度25メートルに上げています。経過からいきますと、私どもで得ている情報はずっと静まってくる情報で、その吹き返しも含めて、理屈でなく、最大風速ということで気象台が発表しているということですので、そういう押さえ方で整理させていただいておりました。

菊地委員

教育委員会が前日の段階で小中学校を休校としたというのは、非常に的確な判断だったというふうに思います。その休校を決断した根拠をお聞かせください。

教育長

台風の進路をテレビ画面で見えておりましたら、函館へ抜けて、いつもなら日高の方に抜けるだろうという、そう

いう予測もあったのですが、進路が直接天売・羽幌の方に向いておりましたので、強風が必ずこの後志に来るだろうということは予測しました。函館の状況を知ろうと思って、当地の教育委員会に聞きましたら、そこでは決め事がありまして、午前2時ごろに幹部が集まって決めて、それから各学校に通知をするということでした。それで、たいへん心配になりまして、札幌、江別、近隣の都市に問い合わせましたら、現在検討中であると。臨時休校の考え方も頭の中にあるということでしたので、教育委員会職員が集まりまして、校長会と相談して、全校の休校を決めました。そしてさらに、そのことを保育所、幼稚園、こども発達支援センターの方にも、学校の対応をお知らせしました。

菊地委員

休校しなかったので、けが人が出たというニュースが、たしか室蘭でありましたよね。

教育長

苫小牧、室蘭は胆振の方でしたので、日本海の方に抜けると思っていて、判断が若干遅れ、混乱したと、そういう連絡を受けておりました。

菊地委員

私は、この教育委員会の判断は非常によかったなというふうに思ひまして、これは強風を予測しての判断ではなかったのかなというふうに思ったのです。そういう意味では、風を防ぐことはできませんから、どれだけ予測したとしても防ぐことはできないとは思うのですけれども、その後の対処の仕方、それからそれにかかわってさまざまな早め早めに対策できることがあるのではなからうかという意味では、この強風の予測に対しては、もっと的確な判断が必要だったのではないかなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

総務部長

今回の台風の風についての予測をもっと早くすべきだというご質問は、前々からそういう、各会派の皆さんからのご指摘がありました。先ほど主幹が申したように、風の予測はもう、台風については常に気象庁などから情報を受けて、いろいろと判断をしていくということはずっととってきていました。今回の場合も、当然後台風といいますが、後風が大変だということは各地で起こっていましたので、我々も後風はちょっとあるだろうと、こういうふうに思っていました。先ほど主幹が言いましたように、実際の風速が少しずつ落ちてきて、新聞紙上でも出ていたと思いますけれども、小樽沖に来てから急に発達、けっきょく盛り返したのです。今までずっと落ちてきたものがまた急に発達したという経過があったので、我々としてはそれが全く予測できなかったということなので、これは結果としてもっと早く予測できなかったということになるのですけれども、こういう言い方をしたらちょっと語弊があるかもしれませんが、いずれにしても今回たいへんいい経験をさせていただいたということもありますので、これも従前から申し上げていますが、今回の台風を糧として、どのような予測をするか、それからどのような体制をつくるかということは検証して、今後役に立てていきたいというふう思っています。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後3時34分

再開 午後4時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。自民党。

横田委員

駅前再々開発について

駅前の再々開発ですが、国際ホテルの関係について一点だけ伺います。今定例会の代表質問で、我が党の佐々木茂議員がいろいろ質問しまして、ご答弁を得ておりますが、私も1定のときに質問させていただきまして、そのとき、この駅前再々開発は本市のまちづくりに非常に重要な課題だと。できる限りの支援をしてみたいというようなご答弁を得ています。これ以降、この前もう一件ありましたが、これまでに庁内でどのような検討がなされたのか、お聞かせください。

(建設)まちづくり推進課長

1定以降の庁内の協議ということでございますが、まず4月に機構改革がございまして、組織を強化したという流れの中で、私もまちづくり推進室の方で、第三ビルについて担当し、中心になって取り組んできたという経緯がございます。

まず、具体的にどのような取組をしてきたのかという部分でございますが、7月に予定されておりました第3回の競売に向けて、応札者、いわゆるデベロッパーということですが、このデベロッパーを探すことが最優先課題ということで考えてございましたので、駅前ビル株式会社あるいは第一ビル、第三ビルの権利者代表の方あるいは商工会議所、そして市の4者からなる検討会を立ち上げまして、この応札に向けデベロッパーとの交渉やデベロッパーの意向を聞きながら、具体的な事業シミュレーションを起こすなど、官民一体となって再々開発の検討を行ってきたという経緯がございます。その中で、再々開発という部分につきましては、例えば第1種再開発事業あるいは優良再開発事業というような中身がございますので、そういった部分についての具体的な中身あるいはどういった形で進んでいけばいいのかという部分も、そういった会議あるいは庁内会議の中でも検討してきたということでございます。

横田委員

検討されたのは当然なのでしょうけれども、それがどういうふうになって今回買われたのかと、今日にも残金を払えば決定するということなのではけれども、その検討の結果が何か反映されたのか、されなかったのでしょうか。その辺がよくわからないでいて、こんな結果になったという話もありますが、この辺はいかがですか。

(建設)まちづくり推進課長

私どもとしては、再々開発に向けて、具体的なデベロッパーが見つからない中で、候補としていろいろ考えられたデベロッパーにいろいろ交渉してきたところでございます。その中で、具体的にはそのデベロッパーを見つけ、さらにそのデベロッパーの意向を反映させた中で事業シミュレーションを行っていかなければ、具体的な説明といいますが、そういった部分にも反映されないということで、そういった動きをしてきたわけでございますが、残念ながら今回の応札につきましては、そういった私どもと交渉してきた相手ではなく、今まで接点のなかった相手方が応札したという流れでございまして、我々としては何としてもその再々開発というそういう道を探るべく、そういった検討なり協議をしてきたということでございます。

横田委員

特別売却で名前を挙げたところがおろされましたので、固有名詞も出てきたのですが、そこについてお聞きしたいのですが、報道では2年前に設立された会社であるぐらいしかわからないのですが、差し支えない範囲で、どういったところが応札されたのか、ちょっと教えてください。

(建設)まちづくり推進課長

今回、応札されたところは、栃木県にございます株式会社小山グランドパレスホテルということでありまして、代表取締役として岸隆史氏ということになっております。今、お話がありましたように、この会社は平成14年に設立されておりまして、15年にこの小山グランドパレスホテルということによって名前を変更して、現在に至っているよう

でございます。設立の目的といたしましては、ホテル、旅館の経営あるいはスキー場の経営あるいは飲食店経営というようなことであつたと思いますが、詳細については私どもも把握しきれございません。

横田委員

例の共益費といいますが、1億4,800万円、これがあるわけですがけれども、今回、その特別売却に当たっては、この共益費はどういうふうになるかというの、よくわからないのですけれども、八百数十万円を買って、その共益費1億何千万円を、別に払いなさいという条件は、付記してあるのですか。

(建設)まちづくり推進課長

今回の売却に当たっては、最低売却分といたしまして853万3,000円というふうになっておりまして、この小山グランドパレスホテルというところが裁判所に買受申入保証額を支払し、売却許可決定という形でこの売却の許可を受けているところでございます。そんな中で、まだ確認がとれていませんけれども、この最低売却価格の残りの金額を納め、さらに諸手続を踏まえたそういう状況になりましたら、単純にいけば所有権が移転されていくのかなというふうには思っておりますけれども、今、お話がありました共益費につきましては、裁判所の開示図書によりますと、必ずしも所有権移転等にこの共益費が絡むということではなく、共益費につきましては、あくまでも株式会社小樽駅前ビルと、今回、応札された小山グランドパレスホテルとの話し合いになるというふう聞いてございます。

(建設)まちづくり推進室長

今の部分でちょっと補足をさせていただきますけれども、今、課長が申しましたように、実は先取特権というのは、建物の区分所有等に係る法律第7条に基づきまして、駅前ビルが今まで共益費につきまして先取特権が認められると、そういったようなことの中で、新たに所有権を取得された方に対しまして、特定继承人ということで同じように先取特権を主張できる、法的にはそういう解釈になってございます。

横田委員

難しくてちょっとわからないのですが、簡単にいうと、例えば買って所有権が移転した時点で、例えば共益費を全額払いなさいというような、何かそういった条件などはついていないのですか。

(建設)まちづくり推進室長

競売の中で申しますと、共益費につきましては、当事者間での話し合いと、そのようになっています。

横田委員

そうしたら、払わなくてもいいというような格好になってしまうのかな、よくわからないのですけど。たしか今日が50万円の手付を打った残りの金額を払ってという話ですが、これはまだ結果は出ていないのですか。どうなされたのですか。

(建設)まちづくり推進課長

今、最終的に支払ったかどうかという確認はとれていません。そういった情報もまだ入っていない状況でございます。

横田委員

なぜこういう質問をしているかということ、やはり非常に心配しているわけです。名乗りを上げた会社にはたいへん失礼な話になってしまうかもしれませんが、2年前にできて、運営実績も全くない、あるいはこれから入ろうとしているところの改修費用が恐ろしくかかるわけですから。これをたぶん用立てられるのかなと、こんな話をすると失礼になってしまうかもしれませんが、現実の問題としてどうかなというふうな気がしているわけです。これは相手がいることですから、ここでどうこう言たってしょうがないことですがけれども、これからの問題として、小樽市が800万観光客の玄関口の駅前小樽のこれから在り方にどういふふうにかかわっていくかというのを一番知りたいのです。その辺、建設部としてはどうお考えですか。

(建設)まちづくり推進課長

今、委員からお話がありましたように、この期限が今日、9月21日ということになってございまして、その後、私どもも情報収集に努めてまいりますけれども、この残りの金額が支払われて、諸手続が終わって、その所有権移転が確認されましたら、私どもも今後、相手方に対してどういった利用方法を考えているのかという、そういった形での情報は当然収集していかなければならないというふうに考えておりまして、今の段階で相手方の意向がはっきり見えない中で、市がどういったかかわりを持てるかどうかということについては、今の段階ではちょっとお答えすることはできませんけれども、そういった中身もお聞きした中で、どういったかかわりが市でできるかどうかということとその時点で考えていきたいというふうに考えてございます。

横田委員

ちょっとわからないのですけれども、今日、その残りのお金を払うと、この時点で所有権は移転するのですか。

(建設)まちづくり推進課長

詳しい部分ははっきりわからないのですけれども、少なくとも853万3,000円全額が支払われて、手続上も問題がなければ、所有権移転という手続に入っていくのではないかとこのように思っております。ただ所有権移転の登記とかという部分に係ってきますと、登録免許税だとかという部分も出てきますので、その辺の詳しい裁判上の手続という部分については、詳細までは把握していない状況でございます。

横田委員

今、どういうふうにしていくかは推移を見守るといえるか、そういうお話ですけれども、やはりもう少し積極的に、例えば今回の名乗りを上げたところが買われて、報道されているように営業をしていくのだと。ただ、いつになるかわからないという話も出て、そういうときにはどうするのか。それから、今回買わなかったというか、結果的に買わなかったときには、こうしていくのだと。そういうような、何かその辺の方針があればいいのかなと思うのですが。確かに、出方を見ながらというのは正論なのでしょうけれども、こういう場合はこういうふうにしていくのだという方向性があるといいのかなというような気がするのですけれども、どうでしょうか。

(建設)嶋田参事

課長から答弁申し上げましたように、いかんせん今回の例というのは、民間の権利の譲渡ということでございます。その中で、行政がああしろ、こうしろという話にはなかなかならないものだろうと思います。そういう中で、決して消極的に見ているのではなくて、やはり市としては、具体的な内容を把握するのが第一義だろうと。そういう中で、どのような方向を見極めるかということについては、庁内関係部局と打合せしながら進めたいということでございますので、今の段階ではこうする、ああするという話については、答弁がなかなかできないのかなというふうに感じてございます。

横田委員

最後になりますけれども、当然、再開発のときは市がかかわって、あれだけの再開発をしたわけです。第三ビルについては、プールをはじめ何社が入っている中で、小樽市が一番の大なたな子ですよ。ですから、1定のときも言いましたけれども、やはり権利も相当ふくそうしているわけですから、それを今度買った民間の方だとか、民間の話だとかという話ではなくて、行政がリーダーシップをとって駅前をどういうふうにしていくのだと、こういうふうにしていくのだというのは、早い時点で知りたいわけですよ。今回の結果が今日出るのか、1週間後になるのかはわかりませんが、そういったことも含めまして、やはり我々としては小樽駅前はずばらしい800万観光客の玄関足りうる場所であればだめなのではないのかなという気がいたしますので、いろいろ検討された過程もあるようですけれども、最後に市長に、その辺の今言ったような部分も含めまして、どうしていきたいのかということについて、お願いします。



市長

一つは、取得者が今後建物をどう使っていこうとしているのか、その辺がまだよく見えません。新聞報道によりますと、投資して、直して使っていきたいというようなことも言われていますし、我々が当初考えたのは、先ほど課長からも答弁しましたが、建物はもうあのままでは難しいのではないかとこの考え方で、再々開発という手法もいろいろ検討した経過もありますけれども、何と云ってもやはり取得者がどういう方向で今考えているのか、それを確認した上で、再々開発をしたいというのであれば、それに向けた協力も必要ですし、それからあの建物を独自で直して使いたいというのであれば、それはそれでまた、やむをえないのかなというふうに思いますから、やはりどちらにしても取得者側の意向をはっきり確認した上で、我々の対応を決めていきたいと思えます。

-----  
前田委員

ごみ処理手数料について

それでは、ごみの有料化について先日もしましたけれども、続きということで、おさらいになるかもしれませんが、まず1人当たりの負担手数料、この予測、先ほども一部ちょっと出ていました。予測と1リットル当たりの換算値、17年度、0.175、これを17年度から21年度までの数値についてお聞かせください。

(環境)間淵主幹

17年度のごみ処理費用の1人当たりの負担ですけれども、17年度で見込んでおりますのは3億6,859万円です。

前田委員

そういうことではなくて、1人当たりの。

(環境)間淵主幹

14万3,550人から割り当ていたしますと、17年度、月1人当たり210円となります。それから、先ほどのリットル当たりの換算でございますが、17年度では1リットル当たり0.175で考えてございます。18年度で0.174、19年度で0.169、21年度で0.161ということで考えてございます。

前田委員

私も今、聞き逃したのかもしれませんが、210円でスタートとして、先ほどの他会派の質問の中に平成21年度は190円ぐらいと言っていた、その間の18年度、19年度、20年度はどうなるのか。今、1リットル当たりがあまり早く聞き取れませんでした。

(環境)間淵主幹

失礼いたしました。それでは、もう一度17、18、19、21のまず月1人当たりの負担額でございますが、17年度は210円、18年度も210円、19年度200円、21年度190円となります。

前田委員

20年度が飛んでしまっている。

(環境)間淵主幹

済みません。20年はちょっと出しておりません。

前田委員

そこが聞きたいのです。最初と最後は聞いている。みんな質問して出ているけれども、中がどうなっているかなと思って聞いていたので、今、これを整理して、もう一回聞いている。あとその換算値、1リットル当たりの数値。

(環境)間淵主幹

換算率、17年度が0.175、18年度が0.174、19年度が0.169、21年度が0.161、これは決まったものではなく、そのときのごみ量と容量で出したものでございます。20年度だけ今、出していなかったのです。お答えいたしますので、

20年度は少々お待ちください。

前田委員

すぐ出るのですか。

(環境)間淵主幹

出ます。

前田委員

時間がもったいないから、今、すぐ計算して教えてください。

それで、これもおさらい。消費税抜きのうんぬんと、私も質問の中にちょっと入れたのですけれども、これは5リットルから40リットルまでの5種類あるのです。これは消費税を抜いたら幾らになりますか。当然簡単なことなのですから、教えてください。早い話、販売価格です。売価幾らですかと聞いているのです。

環境部次長

販売価格という考え方ではないのです。これは手数料ですから。

前田委員

そうしたら、手数料を教えてください。

環境部次長

手数料をいただく。いただいたときに袋をお渡しして、その袋で出していただくということですから、販売価格だとか原価だとかという、そういう概念はないのです。

前田委員

そうしたら、これは非課税なのですか。

環境部次長

このごみ処理手数料そのものは非課税にはなっていませんから、課税はされています。ただ、市の方としては一般会計の手数料ですから、これは税の納入義務はありませんので、その分を課税するというか、相当額を上乗せする考え方はしていないわけです。だから、手数料そのものは税込みという考え方にしかならないと思いますけれども、含まれた金額という考え方になります。

前田委員

そうしたら、内税ということですね。当然、購入価格には消費税が入ってくるわけだから、お支払いするのだらうと思いますので、当然そうしたら言われるように、消費税は求めないということだらうけれども、入っているのは事実なのですか。

環境部次長

はい、おっしゃるとおりで、ごみの方は、手数料額、その中に手数料も非課税の対象の手数料ではないわけですから、それには入っているという考え方をしますけれども、手数料額を別に上乗せして取ることはしていませんよということをお答えしているわけなのです。

前田委員

税込み、内税ということですね。内税表示でよろしいですね。わかりました。そうしたら、細かいことは聞きません。計算すれば出てくることですから。

それで、先ほどの5リットルだとか40リットルだとかと、容量の話が出ていました。5種類のごみ袋があるので、それで我々も経験がありますけれども、一般でいうと風袋重量だとか、入れない部分。40リットルの袋というのはきっちり40リットルということで製作するのか、あるいは絞りなんかの部分もつけて、実際は41だとか、1割増し、2割増し、5割増しになっていますよということで製作するのか、この辺はどうなのですか。実際の問題をお聞きします。

環境部次長

袋そのものは、口を縛る形で出してもらいますので、そうしますと上がしぼむものですから、だいたい1割増の形で考えています。

前田委員

では、40リットルであれば、44リットルということによろしいですね。40リットルの袋に余裕がある方は、10リットルしか入れないで出す人もいるのだらうし、40リットルいっぱいにして出す人もいるでしょうし、いろいろ換算のことがあるから、今、聞いているのです。そんなので細かい話ですが、ちょっとそういうことを耳にしたものですから。

それで、ごみの有料化に伴う手数料徴収経費、これについて項目別というのですか、金額別にこの使われ方、これらを含めてお聞かせください。

(環境)管理課長

平成17年度ベースでいきますと、今年、平成16年度分でもって廃棄物歳入の補正額が5,566万円ほどあるのですけれども、それを合算しますと3億6,859万円になります。それに対する使途でございますけれども、手数料徴収関係経費といたしましては9,930万円ほどでございます。その他新規宣伝経費でございますけれども、270万円ほどございまして、あと資源物収集拡大関係経費としまして、1億2,300万円ほど計上してございます。

前田委員

9,930万円、これの内訳。

(環境)管理課長

指定ごみ袋等の作成経費につきまして6,100万円、手数料徴収委託料といたしまして2,690万円、あとその他事務経費といたしまして300万円と、あと袋等の保管搬送料の委託がございますので、それが17年度840万円程度を考えています。

前田委員

それで、この9,930万円、これで有料袋の作成枚数というのは883万枚、この内訳を教えてください。5リットル、10リットル、20リットル、30リットル、40リットルの製作枚数。883万枚の内訳。

(環境)間瀬主幹

その前にあわせてましてお答えいたしますが、先ほどの20年度の部分、たいへん失礼いたしました。20年度、198円でございます。それから、1リットル当たりは0.165でございます。

それから、833万枚の内訳でございますけれども、燃やすごみ5リットルが70万7,000枚でございます。10リットルは176万7,500枚です。20リットル、212万1,000枚です。30リットル、176万7,500枚です。40リットル、70万7,000枚。合計、燃やすごみにつきましては、707万枚となっております。

次に、燃やさないごみでございますが、5リットルは26万4,000枚、10リットルは44万枚、20リットルも44万枚、30リットルも44万枚、40リットル、17万6,000枚、燃やさないごみ、合計5種類で176万枚となっております。

前田委員

それで、この保管搬送料など840万円ですね、これの使われ方を教えてください。

(環境)管理課長

保管搬送料でございますけれども、これにつきましては、入庫したのに対して、例えば倉庫に入ってくる。倉庫に入ってきたときに、その入ってきた個数に合わせて料金がかかるのですけれども、今度また出ていったときにお金がかかる。倉庫はそういう形でもって、月の10日締めでもってやるらしいのですけれども、そういう形の中で、その月の10日ごとのあと在庫に合わせてその部分の保管料といいますか、そういうものが計算されます。なおかつ、その部分で市内に搬送しなくてはいけないものですから、その分の搬送料を含めての金額となっております。

前田委員

これは1回に全部つくってしまうのですか。これは1回転というのかな、我々でいうと、商品的なものでいう形で何回転、1回転。行政だから、予算があるから全部一遍につくってしまって、どこかの倉庫に全部これ保管して、年に1回転しか出さないということなのか、3回転ないし4回転させるのですか。

(環境)管理課長

3回に分けて品物を入れまして、そういう形で処理していくということになります。

前田委員

そうしたら、これ1回の容量というか、ポリウム、大きさは想像がつかないのですけれども、どのくらいの、4トン車に1台ぐらいですとか、11トン車に1台ぐらいですよとか、どうなのですか。

(環境)管理課長

ちょっと私どもはその部分はあまり押さえてはいないのですけれども。

前田委員

それで、ここを私は質問してみたいなと思っているのですが、840万円の使われ方。先ほど答弁を聞いたら、どこか配送しなければならないとかなんとかと言っているのですけれども、そういう末端まで、要するに手数料を支払う市民の方には、どういう形でこの倉庫から流れていくのですか、どういう手順で。

(環境)管理課長

これは、保管搬送業者でございますので、この保管搬送業者が指定店の方に袋を流していく。その指定店、250か所程度を考えてございますけれども、その指定店で袋を消費者といいますか、市民の方に買っていただくという状態でございます。

前田委員

その250か所に委託された業者が、その注文に応じて250か所に配布をするということなのですか。

(環境)管理課長

そうでございます。

前田委員

それであれば、八百何十万円もお金がかかるわね。私の考え方では、これだったら逆に私がやれば、その半分で済む感じがするのだけれども、我々の小売業的手法という考え方で。そういう倉庫に入れて、どこの業者なのかわからないけれども、250か所に注文に応じて持って走って歩くことになるのでしょうか。1枚持ってこいと言ったら1枚、1袋持ってこいと言ったら1袋、トータルして、どうなのですか、ちょっとそこところは。

(環境)管理課長

今、考えておりますのは、1枚ごとに、例えば5リットルがないから持ってきてくれだとかということは考えているわけではなくて、箱の単位、その箱は例えば500枚が入った箱といいますか、1箱500枚入りだとか、300枚とか、その辺、まだ300枚がいいのか、500枚がいいのかということがありますけれども、そういう形の中で、その300枚入った箱をお届けするというような形を今考えてございます。

前田委員

それはそのポリウムはわかるのですけれども、ご承知のとおり、私も商売をやっているのです。こういう形で、ごみ袋ではないけれども、似たようなものを委託されていますよ。それは向こうから持ってきてくれるものは一つもありませんよ。みんな決められた場所にとりに行っているのです。持っていくというのは、サービス、市役所だからそういう発想になるのかどうかわかりませんが、だからこれはこれだけお金がかかるのですね。恐らくこれは販売手数料というか、委託手数料をお支払いになるのだらうから、この辺を少し考えてみたらどうなのかな。経費が半分で済むのでないのかな。確かに3月1日からやろうとされているから、その日ないしその近い日、恐ら

くいろんなことがしっちゃかめっちゃかになるのかなという気はしますけれども、ある程度行き渡って整理がつくと、そんなにそんなに今日持ってこい、明日持ってこいという話にはならないだろうし、ある程度ボリュームをつけて委託されるのであれば、そういうことにもならないのか。相当暇な話になると私は思うのです。だから、そうになると、こういうお金というのはどうなのかな。だから、私が考えたのは、何かそういうことではなくて、市役所の売店でもいいし、はっきり言うと地下の以前靴の修理をしていた、今、真っ暗になっているけれども、最終的にあんなところでも受付していれば、常時ある程度回っていくのではないのかなという気はするのです。とりに来てもらえばいい。名前を出して悪いですけども、バス券であろうが、中央バスに全部小樽市内全員とりに行く。確かに足代というか、バス会社ですからバス券もくれるのです。それは一律何ぼということではなく、取扱高に応じて車の燃料代に換算して、くれる。それは満額ではありませんよ。向こうの一方的な決め方で来るのですけれども、そんな形です。これであれば、業者の方に恐らくお願いして、これに840万円という予算を立てたら、すっかりこれが使われてしまうのだらうなという気がするのです。だから、最初は大変だろうし、私はそれとやはり市の出先機関ですけども、銭函と、縮小されていますけれども塩谷だとか、ああいうところに置いておくのです。近くのそういう必要な方々が、商店だとか委託された方がそこにとりに来る。やはり仕事が増えるのかもしれませんが、これだけ台所事情がきつい時代に、そのぐらいのことを考えなかったら、これは経費削減にはならないのでないかなというふうに、私は思っています。だから、銭函だとか塩谷のセンター、これらも活用する。今、これから私は質問しますけれども、下の売店もあるし、靴の修理の跡のところもあるから、ああいうところを活用すれば、ずっとこの経費は削れるのではないのかなというふうに思っています。管理課長、いかがですか。

(環境)管理課長

確かにいろいろ検討しなければいけない問題というのはあるのだらうという気はしてございます。その中で、このごみ袋につきましては、ある意味では市のお金と申しますが、金券的な要素もあるものですから、その管理はじゅうぶん適切にしていかなければならないという中でもって、業者に発注した中でもって、私どもとしてはそこから配送していきたいというふうに考えております。

前田委員

それと、乱暴な言い方になるけれども、変な話、商品と見なすと、それこそ名前を出して悪いけれども、そういった大丸藤井であろうが、ダイカであろうが、そういったところの問屋にぼんと預けてしまえば、早い話がみんな店屋に行き渡るわけです。何も特別なルートをつくることは全然必要ないのですがね。今のごみ袋と流れは同じなのです。ただ、小樽市専用と書いてあるのかどうなのか、そういうことだらうと思うのです。だから、経費削減というのは、恐らくそういうことをしていけないと、これは840万円丸々100パーセント消費されてしまうという気がします。これもう一回、お伺いします。

(環境)管理課長

倉庫を持っている、なおかつ配送関係もできるであろうという中でもって、業者選定を今後していくような状態になりますけれども、そういう中で先ほど言ったダイカの部分が入るのかどうかは、私はダイカがどういうことをやっておられるのかわかりませんが、そういう部分をなるべく広めにそういう業者を選定した中でもって、やっていきたいなというふうには考えていますけれども。

前田委員

それで委託手数料は何か2種類あるやにも聞いていますけれども、ちょっとこれのパーセントを含めて教えてください。

(環境)間瀬主幹

手数料につきましては、基本的には取扱店でごみ袋を扱った場合、手数料額の8パーセントを考えてございます。そのほか、個々のごみ袋を扱う店舗に統括していただいたり、それによって注文数や手数料額をまとめていただけ

るところにつきましては、私どもの事務の軽減にもなることから、そういう統括していただける相手側の意向も踏まえますと、一つには10パーセントというところが出るかなということも考えています。基本的には8パーセントでございます。

前田委員

この10パーセントと想定されているところ、組織をフル活用することが大切ではないのかな、今必要でないのかなと、小樽市にとって求められているものは、840万円というお金を、これはやはりここの10パーセントの部分を活用されることによって相当削減されていくと、私はそう思うのです。何も一般の市場のルートに乗せてしまえば、それは話し合いですけれども、こんな安い手数料では私もとても預かれませんよと言うかもしれませんけれども、やはりお話しすればわかってもらえる。あとこの10パーセントの関係、安い高いはあまり言いませんけれども、はっきり言ってこれは高額ですよ。一般商品の売価の粗利とすれば3分の1程度かなという気はしますけれども、一般の委託商品からすると、たばこで10パーセントですから。ごみ袋がどうなのかなというのはちょっとあれですけれども、パス券などからすると、相当高額な委託、2倍、3倍ですよ。だとするならば、そこをこれは10パーセントを活用するのであれば840万円というお金、相当これは何分の1にも減るのでないのかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

(環境) 間淵主幹

私ども、今回の算定につきましては、ある程度実際に他市で運用されている中身等も参考にしてつくったものがございますけれども、ただいまの前田委員のご指摘にもありまして、小樽市の実情というものを踏まえながら、例えば取扱店等で統括店や組合団体等がありましたら、そういうところとも話し合いをしながら、小樽の実情に合った中で、また、支出の少ない方向で考えてまいります。補正予算としてはそういう他都市並みの部分で上げてきたものでございます。

前田委員

そうですね。これは、だからもう一度考えてほしいと思います。

それで、先ほども言われましたけれども、何か販売箇所が250か所程度ということですが、それは細かく聞きません。あと発注方法、これについてお聞かせください。業種、業態、範囲。指名競争入札なのか、市内、市外、そこら辺も含めて、その辺をちょっと。

(財政) 契約管財課長

何点がありましたけれども、まず入札の方法につきましては、まだ現在検討中で、具体的な方法は決まっておりますけれども、地場企業の育成に配慮するというような観点から、市内業者を対象として考えております。また、ごみ袋を取り扱う業者は市内にある程度おりますので、競争性も発揮させることができる市内業者を要件とした指名競争入札ということで、入札でやりたいと考えています。

あと、どのような業種で行うかということなのですが、これには代表質問でも答弁しましたけれども、小樽市内にはごみ袋を作成できる工場を持った製造業者が数社あるということと、また、ごみ袋を販売する業者、これは市内に多数あります。どちらの業者に発注するかは現在検討中で決まっておりますけれども、例えば販売業者へ発注するという場合につきましては、市の入札参加資格者の登録の中では、ごみ袋という品目は金物雑貨という業種の中に、業者に示して登録いただいております。また、ここの金物雑貨には、市内業者でいきますと60社ほどありますので、もし販売業者に発注するとすれば、この金物雑貨の業種に登録している業者になるのかなというふうに考えられます。

また、製造業者につきましては、販売業者に比べますとかなり少ない数でありますので、地場産業育成の観点からいろいろ検討しておりますが、例えば一つの方法として、仮に販売業者に発注した場合でも、市内の工場で製造するというような条件をつけますと、製造業者も請け負うこともでき、さらに販売業者も受注ができるということ

になりますので、これらの点などについても現在じゅうぶん考慮に入れまして、地場企業の受注という観点と、より多くの業者が受注できるように、例えば分割発注などもできないかなという、受注機会の拡大なども念頭に置きまして、今後さらに精査をして、検討を重ねていきたいというふうに考えております。

前田委員

60社ということで、金物雑貨を扱っているのが該当するのではないかということのお答えだと思いますけれども、このほかにこの業種もちょっと該当するかなというようなところはあるのでしょうか、どうなのでしょうか。

(財政) 契約管財課長

ごみ袋というのは、金物雑貨以外にも扱おうと思ったら扱えるとは思いますが、市の業者登録の業者に事前に示して、ごみ袋はこの業種ですよということですので、やはり基本的にはこの業種の中でけっこうな60社という数がありますので、全部が全部取り扱えるかはどうかは別にしまして、基本的にはその中でやりたいというふうに考えております。

前田委員

はい、わかりました。今の発注も含めて、今後の2月末まで、3月1日から受注だから、スケジュール、流れ、教えてほしいです。

(環境) 間淵主幹

スケジュールといたしましては、私どものごみの取り扱い方によりますので、私どもの方でお答えいたしますけれども、一つには3月から指定ごみ袋の事前販売をするということでございますので、入札につきましては、11月上旬に入札を考えてございます。2月中に納品を考えていただくわけですが、一部3月に分けて入れていただくことも可能と考えてございます。そのほかに、2月に試行袋を全世帯に2枚ずつ配りますので、その分につきましては12月中の納入というふうに考えてございます。いずれにしましても、11月上旬に入札していくという計画で進めております。

副委員長

自民党の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

-----  
大橋委員

シックスクールについて

まず、シックスクール問題についてお尋ねいたします。

これにつきましては、シックスクールの調査報告書が明日の総務常任委員会に提出されていると聞いております。本来ですと、この種の調査報告書というのは、議会開会前の常任委員会に提出されるべきものであり、また、少なくとも予算特別委員会に間に合うように提出すると。今回のように、予算特別委員会が終わってから提出されるということに対しては、タイムスケジュールとかいろいろあったのかもしれませんが、審議の幅が狭まるという意味で問題があるなど、そういう感じは持っています。ただ、明日の総務常任委員会に報告書が出るわけですから、数字的なものとかそういうものについては、私はお聞きいたしません。ただ、要するに報告書が出る出ないにかかわらず、前回の議会でもやりましたので、この問題についての私の疑問とするところ、聞きたい部分、それについて聞かせていただきます。

まず、私の認識としましては、このシックスクール問題が非常に大きくなってきたのは、旭川でしたでしょうか、新築の校舎だとか、建物ですとか、そういうものが使えないという問題が出てきて、これは全国的にも頻発したと思います。いわゆる建材やら、つくったときの塗料、そういうものに対するホルムアルデヒド、化学物質、そういうものが強く出てくるということで、新しい建物が使えないという事態だと思っておりました。そうしましたら、そのことが全国的に広く議論されていく中で、近ごろわかったことは、建築の年数を経過した建物も、学校の環境

衛生の基準値を超えることがあると。そういうデータが測定されるというふうに聞いておりますが、それにつきましては、今までと違うことなので、それがどういうことが原因で古い建物、そういうものからも基準値を超えるデータが測定されるのか、それについてお聞きしたいと思います。

(教育)学校教育課長

古い校舎からもホルムアルデヒドなどの揮発性の有機化合物が出るということですが、今のお話にありますように、このホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物については、通常ですと建物だとか建材から発生するのですが、古い校舎の場合は新たな学校備品の搬入といいますか、例えば机だとかいす、また、パソコン、そういった物を搬入したときに、その機材から出る場合もありますし、また、床にワックスを塗る、そういったケースで出る場合もございます。さらには、トイレの芳香剤だとか、それから衣類の防虫剤といいますか、そういったものからも出るおそれがありますので、例えば衣がえの季節などに学校に新しい衣類を着てきた場合に出現するというケースもございます。さらに、今年度のように異常な高気温といいますか、猛暑の中では、学校や体育館の設計もありますけれども、古い建材だとかそういうところからも接着剤、それから塗料、そういったものから揮発する可能性の場合がかなりあるということ聞いてございます。

大橋委員

今のお話自体、私もそういう話を聞くまではまさかと思っていた分野なのです。それで、当初この問題がいわゆる世間といいますか、学校関係、そういうところで話し合われたときよりも、非常に広範囲であり、かつ対策が非常に難しい。つまり新しい建物をつくるときに注意をしていけば防げるものではないということになるとか、非常に幅の広い問題になってきたなというふうに思っております。それだけに現在、小樽市内に古い校舎がたくさんあるわけですし、その中で現実的な対策として、当面どのようなことが考えられますでしょうか。

(教育)学校教育課長

このシックスクールの対策と申しますのは、やはりこういった化学物質の低減というのは、換気が最も有効であると言われてございますので、市教委としては、今年の7月に各学校に対しまして、シックスクールの対応ということにつきまして、例えば窓等を2か所以上あけるなどの換気の促進、それから先ほども申し上げましたけれども、ワックスを塗る際に夏休み中に塗るだとか、それからトイレボールについては原則的にトイレに設置しないというような具体的な対策を各学校に文書で配布して指導しているところであります。

大橋委員

対策として、もう既にそういう対策を打つ又は打つ準備をされているということでもありますけれども、初歩的な質問をしますけれども、そうしますとこれはいわゆる換気というものに注意していないと、常に基準値を上回る可能性があるということにとってもいいのでしょうか。

(教育)学校教育課長

常に換気をしなければということですが、通常の状態であれば、例えば休み時間だとかそういうときに、子どもたちが教室から出入りしますので、通常の教室であれば普通どおりで大丈夫だと思いますけれども、ただ特別教室だとか、ふだん使っていない教室につきましては、やはり使う前に30分ぐらいは換気をしてもらうという形で指導をしているところであります。

大橋委員

換気という問題からいいますと、我々はそれこそ部屋の空気が悪くなったりするときに、スイッチを押すなり、ひもを引っ張りますと換気扇が回るわけですが、学校での換気扇の普及状態というのはどんなふうになっておりますでしょうか。

(教育)総務管理課長

学校の換気扇についてでございますけれども、特別教室については家庭科室、理科室など、そういうものについ



ではほとんどついてございますけれども、普通教室については、新築の菁園中学校以外はついてございません。

大橋委員

そうしますと、ますます換気に注意をして、先ほど言った2か所をあけるとか、そういう問題が出てくるのだと思いますけれども、これからの心配の一つは冬に暖房するわけですね。つまり、締め切った状態にするわけですが、その締め切った状態にしなければならないときに、窓をあけるということが実行できるのかどうか又はどうしたらそういうことができるのか、その辺はいかがでしょうか。

(教育)学校教育課長

冬場は常時換気するということについては、たいへん難しいかと思えます。ですから、例えば廊下側の換気口とか、それから換気用の小窓、そういったものをあけていただく。なおかつ、休み時間には先ほども申し上げましたけれども、教室の扉をあけて、その空気の流れをよくするといいますが、そういった化学物質を少しでも低減させるような形で、教室の窓もあければ一番よろしいのですけれども、例えば5分なり10分なり、もしそういった形であけていただければ、かなり低減するというのは実証されておりますので、そういった形であけていただくことも考えております。

大橋委員

そうしますと、実際にこまめに日常的にやっていかなければならないわけですが、学校の中でそれをこまめに注意をしながらやってくださる方々、つまりどういう方々に依頼してそれをやっていただくのか、その辺はどうでしょうか。

(教育)学校教育課長

今は教頭、それに保健担当の先生方に、そういった形をお願いをし、主に教頭になろうかと思えますけれども、教頭を中心に、そういったことを例えば職員会議の中で話をしてもらったり、そういった形で学校の方に指導をしている状態です。

大橋委員

今、学校の構成上、大抵の雑務といいますが、そういう部分は教頭がしなければならないような職務体系になっていると思います。それで、教頭自体もけっきょく授業を持っているということもあったり、なかなか教頭の仕事の量というのはすごく多いなということを感じているのです。今の答弁の中で、教頭が中心になって各先生にお願いをしたり、それからそういう状況が行われているのかどうかをチェックしたり、そういう責任者として教頭が登場するのならいいのですけれども、実務者として教頭が登場してしまうのでは、実際にきちんと細かい毎日毎日のことですから、それができるのかなというふうに思いますが、その辺はどうですか。

(教育)学校教育課長

今、私が申し上げましたのは、教頭を中心ということではなくて、教頭からそういった我々からの例えばそういう文書だとか、それからいろいろな文献だとかパンフレット等、学校に資料としては送ってございますので、そういったものをきちんと担任の先生などに話をしてもらって、具体的に窓をあけるだとか、換気についてはやはり担任の先生でなければできないことですので、そういったことを強く指導しているところであります。

大橋委員

東京へ行ったときに話を聞いたのが、光化学スモッグ警報が出ると、とにかく急いで学校の窓を閉めるのだと。そういう話が今でもあるそうなのですが、光化学みたいに、校庭に立っていたら子どもたちがばたばた倒れるというような強い風向きによる毒性のものと違って、恐らくシックスクールのようなものは、多くの子どもたちは即座に苦しいだとかそういう反応というものを現すものではないというふうに思うのです。それで、けっきょく例えば息が苦しくなったり、涙が出たり、何かの症状が出た子どもがいたとして、その子どもが先生に、自分は何か調子が悪いからあけてくださいとか、そういうことが果たして小学校段階でできるのかなと、そういうふうにも思うの

ですが、それからまた、そういうことをやかましく言う子どもがいたとしたら、下手をするとそれはあの子はちょっとおかしいのではないのかという形で、いじめの対象になりかねないのではないかと、そんなような思いがこの問題には微妙な部分があるように思いますが、その点いかがでしょうか。

(教育)学校教育課長

そういった場合ですけれども、その辺につきましても、シックスクールの対応という形で文書を流してございまして、その中に要するに化学物質が原因と思われる症状を訴える児童・生徒、この場合は例えば目や鼻に刺激感があるだとか、例えば頭痛がするだとか、脱力感だとか、そういう症状がこの場合はあるのですけれども、そういった症状を訴える子どもがいれば、私どもの方に報告してくださいという形で文書の指導はしてございます。ですから先生が見て、ちょっと鼻がぐずぐずしているだとか、頭が痛いなどといった場合には、そういう形で報告を受けるようにしてございまして、その報告を受けまして、私どもも学校の方と連携をとりまして、その子どもに合った形の学校生活といえますか、少しでも化学物質に触れないような形の中で行うだとか、そういうような形が考えられますので、そういった部分で考えているところです。

大橋委員

この問題に対する教育委員会の調査だとか、そういう動き方については、私は非常に早かったと思って、それは感謝しております。その上で申し上げますけれども、いわゆる教育委員会の方からいろいろな形でお願いして下さるわけですが、それであっても心配なのは、先生たちがそのことに意外に関心を持たないというか、あまりぴんと来ないのではないかなという感じもするのですけれども、それは私の感じですから、お願いとしてこの問題に関しては本当に少数の子どもにしか影響が表面には出ない問題ですので、多数の子どもの長期間にわたる健康にも当然影響するわけなので、なおいっそう学校の先生たちにその意識を植えつけることを、それをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(教育)学校教育課長

私どもも、再三再四にわたって学校の方に、平成14年からこの調査をやっておりますので、その都度学校側に対しまして、換気の重要性だとか、例えば個々の化学物質を軽減する際の方策だとかを言ってございます。さらには、7月にもまたそういう文書を出しましたし、今回また調査をした結果について、文書を出して、そういうものについてじゅうぶん周知をしていきたいというふうに考えております。また、校長会の方とも連携をとりながらやっていきたいというふうに考えてございます。

大橋委員

学校給食について

学校給食に関して以前に質問したのですけれども、そばアレルギーとかいろいろな形で、子どもが給食を食べられないというケースがあります。それで、除去食とかそういうことに対応しているところもあるわけですが、もっと簡単に弁当を持参することを許可してくれないだろうか、そういうことを質疑したことがあるのですが、そのときに教育長の方からは、学校給食の在り方という部分で、それはできないのだというご答弁をいただきました。その問題については、これからも何とか弁当持参を認めてほしいということを私自身は主張していくつもりだったのですけれども、今回の人事になりますけれども、教育長が退任されます。それで、今度論争の相手が別の方になってしまうものですから、前回お伺いした教育長の所見、それにつきましてもう一度お伺いして、私の今後のこの問題の取組にしたいと思っておりますので、申しわけございませんが、教育長、ご答弁をお願いします。

教育長

3月の議会だったと思っておりますけれども、そういういわゆるアレルギー、そばとか錦糸卵とか過去からも言われてまいりました。そういう場合の対応で弁当を持参してはというご質問がありました。小樽市の給食調理場の現状を申し上げますと、二つの共同調理場と単独調理校がそれぞれございます。代替食ということを考えますと、共同調

理場ではある程度のことは可能なかもしれませんが、単独調理校で難しいといったような問題もあって、代替食の検討は難しゅうございますと答えました。ただ、答えたときが3月でございましたが、当時、4月から新しい1年生を迎え入れることとなりますので、各小学校に新1年生の入学相談のときに、いわゆる食事のアレルギーがないかどうかということ请务必聞いてください。そして給食にアレルギーを持ちそうであったら、その対応を校長は教育委員会と協議をしていただきたい。全校で実施していただきましたけれども、給食を食べることができないという深刻な新1年生はございませんでしたので、現在、全員が給食を食べております。なお、全道の問題で、弁当持参の問題も、今、給食の状態は錦糸卵とかそばアレルギーのときには体質の問題がございましたが、今はむしろ学校給食に頼って子どもの健康を守りたいというふうに、どんどん認識が変わってまいり、給食を1日の食事の柱にするという子どもも出てまいりましたので、そういう意味で弁当を導入をするということは、あの子だけどうして弁当なのだろうという、ほかの児童の注視が出るという別の問題もございますので、幸い調査したところ、新1年生でそういうアレルギーがないということも含めて、一元的に検討をし、そういうような調査を毎年続けて、新1年生への対応を大事にしていきたいと思います、そう考えています。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

-----  
大島委員

水道局と経済部、経済部については朝里川温泉に関して何点かお聞きします。

朝里川温泉について

まず初めに、水道局。二月に1回行われる水道の検針について、まずお尋ねいたします。

水道メーターの検針には、精検、認定、推定など、検針方法があるが、それぞれどのようなことなのか。これは、時間の関係で何点かまとめて質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

二つ目、上水道、下水道の料金や使用料はそれぞれどのように算定しているのか。これが2点目。

3点目、水道のメーター機器について、メーター器の管理、所有権はだれか。

次に、水道局が所有、設置しなければならない法的根拠は何か。この点について、まとめてお尋ねいたします。

(水道)営業課長

水道のメーター機器などについてのお尋ねでございますが、まず検針方法についてお答えいたします。先ほど、4点ほどご指摘がございましたが、直接調定に結びつく検針方法といたしまして、検針は実施時に検針し、針を読み取る精検と、積雪などで指針が読めない場合の推定、この2種類でございます。

次に、水道料金と下水道使用料の算定についてでございますが、これらは検針結果による水量を料金体系に適用して算出するものでございます。

また次に、水道メーターの所有者及び設置義務についてでございますが、これは小樽市水道事業給水条例第23条により、小樽市ということになってございます。

大島委員

下水道についてお尋ねします。朝里川温泉の下水道使用料はどのようになっているのか。

(水道)営業課長

朝里川温泉の下水道使用量についてでございますが、これは上水の水道料金プラス施設の方から湯量、お湯の供給量を測定するメーターがございます。そのメーターで読んだ指針と、この合算額が下水道の使用料金の算定基礎となっております。

大島委員

次に、経済部にお尋ねいたしますが、その前に市長に2点ほどお尋ねしたいと思います。

朝里川温泉の泉源に関するこのたびの一連の報道に対しまして、市長は市民や利用者に対し、どのような思いを持っているのか、その点をお聞かせください。

もう一つ、私は1号井のときから、ちょうど私が当選したときに、朝里川温泉センター特別委員会というものがございまして、それに所属しておりました。そのような関係から、朝里川温泉の施設については今日までずっと関心を持ち続けております。そしてまた、各施設がどのくらいお湯を使っているのか、それらについても長年にわたって資料の蓄積がございまして。このようなことから、これらの資料を見ますと、極端に使用量が少なかったり、そういうこともございました。その都度、私は所管の経済部にこれはどうなっているのだというようなことで質問し、また、答弁をいただいております。このたびの台風18号の大被害の翌日に、あのような記事が、あるいはまた、各社のテレビ等につきまして、お客さんの怒りの声、そういうようなものがたいへん報道されております。私は、事情があって水道を使ったことについては、議会等でもそれはやむをえないと、そのように言っております。ただし、利用する市民や利用者については、じゅうぶんそのことを知らせていただきたいと。これは、委員会があるごとに私は伝えておりました。信用を失うのは一瞬でございます。しかし、それをばん回するには並大抵ではない努力が必要だということが、私も親から骨の髄までたたき込まれております。そういう中で仕事をしてまいりました。泉源の管理者として、ただいま申しましたように、一度失った信用をばん回するために、市長はどのような考えをお持ちなのか、この2点についてお答えください。

市長

朝里川温泉の一連の報道についての所感と申しますが、こういうことですけれども、新聞各社の考え方と申しますが、それによって若干それぞれニュアンスが違う報道になったのかなというふうに思っていますが、それはそれとして、温泉供給施設側に対しましてその都度説明をし、そして理解を得た上で加水の問題をしてきたわけですけれども、そのことについて大きく新聞に取り上げられまして、そのことでたいへん利用者の皆さん方に表示方法の問題で不信感を招いたなということで、非常に残念に思っております。

それから、今後の対応の問題ですけれども、今までもお互いにじゅうぶん協議をしながらやってきたのですけれども、最終的にその表示の問題で若干施設によって差異があったというような状況も聞いておりますので、今、温泉全体の問題として、表示の問題が全道的にも全国的にも問題になっておりますので、やはりそういった各地の状況等も把握しながら、きちんとやはり利用者に説明をしていくと、このことが大事だと思いますので、今、観光振興室と温泉組合の方とで表示の問題についてもいろいろ協議しているというふうに聞いておりますので、なおいっそうきちんとした表示をするように指導すべきことだろうなというふうに思っています。

大島委員

このほかにも、レジオネラ菌が2月に保健所の検査で検出されていながら、それを半年間も市民に黙っていたと。2月に検出されて、それが9月の議会まで隠されていた事実もございまして。そのようなことで、再度市長にお願いしますが、これからも朝里川温泉の発展を願う一人でございます。そのようなことで、今後、何度も聞いていますが、市民が安心して利用できるような健全な施設に発展することを願う次第です。

それに関連いたしまして、これも何点が経済部にまとめて質問いたします。

朝里川温泉施設の泉源に関する財産についてでございますが、小樽市の管理する財産はどのようなものがあるのか、これをまずお伺いします。

次に、メーター器について、今、水道局にお聞きしました。検針業務はどこがどのように行っているのか。

次に、機器の点検、保守・管理はだれが行い、修理・交換などが必要なきには、費用はだれがもつのか。ちょっとタブリますけれども、各施設のメーター機器所有者はどこか。機器の故障などで配湯量など、不都合は今までになかったのか。現在、メーターなど故障している施設はあるのか、ないのか。その故障はいつから故障しているメーター機器なのか。また、検針をどのように行い、配湯量や使用料金をどのように算出し、賦課しているのか。

この点について、まずお聞かせください。

(経済)観光振興室観光事業課長

市が泉源開発しております朝里川温泉施設に関するご質問でございました。

まず、小樽市が管理する財産ということでございますけれども、大きく分けまして三つあります。一つは、泉源地と呼ばれるものですが、これは現在、新1号井、2号井ということであります。それから、貯湯槽等を持っております。水中ポンプ等を持っています配湯ポンプ室、そういう一式です。それから、配湯管、いわゆる水道事業でいいますところの本管と言われるもの、大別しまして大きくこの三つになります。

次に、メーターの関係についてのご質問が何点かございました。小樽市が持つ施設でありますので、市が所有しますこの朝里川温泉施設につきましては、条例がございます。小樽市温泉給湯施設の設置及び使用に関する条例で、種々規定されております。その中で、メーター器の検針業務はどこがどのように行っているのかというご質問ですが、条例の第13条の2項で使用料についての定めがございます。使用料につきましては、毎月受給者から徴収することになっていまして、水道とは違い、毎月検針徴収ということになっております。それで、このことにつきましては、朝里川温泉を所管いたします私ども観光振興室観光事業課の職員が、毎月10日前後に現在温泉を供給しています八つの施設に出向きまして、検針を行っているところです。

それから、前後いたしますが、メーター機器はだれが所有しているか。それから、機器の点検、保守・管理はだれが行って、修理・交換などの費用はだれが持っているのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましても、条例におきましてはメーターは給湯装置というものの一つにされており、この新設、変更、撤去及び修繕のための工事は、受給者が行います。受給者というのは、温泉供給施設者側です。ですから、民間が行うということになっております。また、条例の中で、温泉供給施設者側は自己の使用する給湯装置を良好な状態に維持するよう努めなければならないと、こういう条項がございます。なおかつ、受給者は市長が給湯装置の修繕を命じたときは、速やかにこれを修繕しなければならない、こういうふうになっております。したがって、メーター機器の所有者は、温泉施設といいますが、八つの温泉供給施設者、それから機器の点検、補修、修繕、これも同様です。

それから、修理・交換などの費用といいますが、市長が命ずる場合もございまして、一義的にも二義的にもこれは供給施設者側が行うということになります。

それから次に、メーターの故障で配湯量等などに不都合はなかったかということなのですが、直近では今年の春先、5月ごろに1施設、それから7月から今月の初めにかけて1施設ということで、合計2施設、メーターの故障らしいものが見られています。昨年度につきましても、今年の1月から3月に1施設、メーターの故障が見られました。今年度の例でいいますと、春先の方はメーターが異常な数値を示したといいますが、異常な給湯量を示した。例年の月の30倍から40倍にかけての使用量を示したということになりまして、こちらについては施設者側の方からメーターが壊れてしまっただけではないのかという申出がございまして、こちらについては例年の使用量等、それから入館者、利用者等との兼ね合いから、お話をしてお話をしてお支払いいただきました。それから、7月から9月にかけては、こちらは徐々にメーターの使用量が減っていったという状況でございます。7月ぐらいからどうも故障らしいということになりまして、先ほどの条項に基づきまして、市の方から施設者の方に修理をお願いしました。それで、修理はしたのですが、またすぐ壊れました。それで、最終的に9月14日の段階で、新しいものと交換しております。それにつきましては、市の職員が現地に出向いて新しいものであるということを確認しております。

不都合はなかったかということですが、メーターが異常に振れたり、振れなかったりしただけで、バルブをあけますと、枝管から施設の貯湯槽のピットにはお湯が入ってきますので、とりたてて施設側の不都合はございませんでした。

現在、メーターなどで故障している施設はないかということですが、現在、8施設とも正常に作動しております。

それから、故障はいつからか、故障しているメーターからの検針をどのように行ったか。それから、配湯量や使用料金をどうやって算出したかということですが、今、お話ししたとおり、故障は5月に見られた件、それは直ちに直しました。それから、7月から9月にかけてはいったん修理しましたが、また壊れまして、新しいものに取り替えたということです。それで、検針は今申しましたように、一つは物すごい状態で増えていましたので、使用量を推定したと。それから、もう一つの方は徐々に下がってきた状態ですので、だんだん少なくなってくる。それで、前月の検針と今月の検針、端数は繰り越したりいろいろいたしますが、それに対して、立方メートル当たり250円を掛けたものを暫定的に使用料としてお支払いいただいておりますけれども、前年、前々年の施設利用者、それから使用量、こちらと見比べまして、施設者側と使用料についても話したいと考えております。

大畠委員

資料要求をいたしまして、平成12年からの、9月10日、これは検針日ですから、直近月までの資料を提出していただきました。内容はどうかということで、今、資料をいただきましたので、チェックをしております。担当課長が来たばかりで、今の質問に対する答弁、たいへん苦労しているなどというふうに聞いております。壊れたものを指摘した部分を9月14日に交換をしたと。しかし、また壊れたと。それはないのではないかと私は思うのです。なぜ水道局にメーターのことを聞いたかということ、今、答弁がありましたように、温泉のメーターは各施設のものなのです。そうすると、検針のときにあなた方が行っても、指摘された場合、いろいろな都合や事情で直せないこともございます。しかし、毎日小樽市はお湯を売っているのです。これは、はかりですよ。店屋で10キロの物を買ったと。買おうと思って行ったら、はかりが壊れていたらどうしますか。もしそれが反対に10キロよりも多く計量されたら、これは買う方は怒りますよ。これが商道德なのです。お互いに安心して物を売買する、そして正当な対価を払う、これが普通です。このいただいた資料、G、H、また、IとJについては、これは少量ですが同じ検針の数字が何か所がございます。Hについてはどうですか。今年の9月、使用量は前月の49パーセントですよ。今、これが直したという、答弁がありましたから、これは私は納得がいきません。このようなことについては、今の室長にも、前課長にもこれは口が酸っぱくなるほど私は言っていたはずですよ。

そして、私がこのたびの一連の質問をいたしまして、昨年残念だったのは私が確認をしなかったということです。前課長は、先ほど申しましたように、指摘に対して、いや、施設、それぞれ利用者がわかるように、玄関あるいは中に張ってありますよと、そういうお話を聞きました。私は、ああ、よかったなと思った。ところが、新聞を読みますと、張ってあったのは2か所だった。このことについて、私はなぜあのときに課長の答弁をうのみにしたのだと、これは自分の目で各施設を確かめるべきだったのではないかと、それがこの温泉の騒動がありましてから、今たいへん悔やんでいるところでございます。いずれにしても、配湯先に壊れているよということで指摘をした。これを見ますと、この数字を見まして納得がいかないのはGとHだけなのですよね。そうすると、もう検針は済んだ。決算も済んだ。それで、調定もしたということで、今、答弁しておりますけれども、下水道にお尋ねいたします。

このように、実際とは違ったあなた方が検針をするばかり、メーターが故障をしていたと私は思います。16年度の9月の使用量を見てください。前月と比べてマイナス49パーセント、これはやはり見ても何か問題あるなどということは察知できるのでないですか。このようなことで、先ほど下水道にお尋ねしましたが、下水道もこのメーターを基にして料金を賦課しているということになれば、徴収をしているということになれば、私は問題があるのではないかとと思うのですが、この点について答弁してください。

(水道) 下水道事業所長

ただいまの朝里川温泉の下水道の件でございますけれども、私ども水道の検針に行ったときに、あわせて下水道のメーターも見て確認しております。その段階で、メーターが故障しているということで、その分につきましては相手方とお話をしまして、メーターが故障しているので今月の読みについてはこういう前回との数字の中で、こう

いう数字で下水道の使用料は算定しますという、そういう協議をして下水道の量を相手方と確認してございます。

大島委員

水道局をお願いします。確実にそれは実行してください。

話はちょっと脱線しますけれども、そうしなければ私は不公平だと思うのです。あなた方は、これは水道局によらず、滞納者には同じ施設を使って払っている方と払っていない方がいれば不公平だということで、8月にも水道をとめられたということで助けてほしいということで、私のところに相談に来た80歳を超える方がございました。そういうことでとめるわけですから、これは少ない分については正当に協議をして、ぜひ徴収をしていただきたいと、そのように思いますがいかがですか。

(水道)下水道事業所長

今、おっしゃられた件でございませけれども、あくまでも下水道の使用量につきましては、水道を使っている分につきましては水道のメーターの水量と、それから水道水以外のものにつきましては個々のメーターなり、それからメーター等が故障している場合については、相手方と協議をした形で下水道の水量を認定して、それに基づいた使用料をいただくと、そういうことで今後も進めていきたいと、このように考えてございます。

大島委員

経済部長にお尋ねします。このように、水道は水道局の処理ですね。そして、法令に定められて水道の場合は8年に1回、新しいものと交換、それは市の責任でやってきています。それからまた、我が家のそれぞれガス器具等のメーターについても、業者が定期的に取り替えております。今、質問をしてわかったのは、給湯のメーターについては各施設だと、そういうことですから、はかりが間違っていたのであれば、間違った徴収しかできません。これは給湯量と下水道にもつながります。これは市の責任で全施設、各施設の所有をやめて、市の所有にすべきだと思うのですが、その点についていかがですか。

経済部長

一連のご指摘をいただいた部分で、今ございましたとおり、温泉の給湯施設の条例の中では、各施設のものということになっていまして、各施設がそれぞれ点検をしたり、補修をしたり、交換をするということになっていまして、今ご指摘ありましたHの施設ですが、7月、8月、9月、確かに前年度と比較しても相当量落ちているということで、何回か点検の話をして、ようやく9月に今、この前、交換をしたということですが、相当数数字が落ちている部分もありますので、これについてはこれからこの施設と話し合いをして、当然前年度なりの数量を見ながら、これから話をして、できる限り適正に近づくような形で話し合いをさせていただきたいと思っております。

それから、本来であれば小樽市がこのメーター機器を所有してやっていくべきだというお話ですけれども、今の条例の中では、確かに施設となっているものですから、その範囲内で何かいい方法はないのかなというのをまず一つ考えたいと思っているのですけれども、これができなければ、当然条例改正が必要ですから、条例改正も含めてできる限りというか、基本的に検針については正確に検針をして公正な使用料を取っていくという、そういう基本的な視点に立って、これからのいわゆるやり方というのですか、それについての検討は早急にしていきたいというふうに考えております。

大島委員

参考までに、主な施設の8月、9月と比較してみました。施設Cについては、8月の検針と今の検針を比べると、約1.9倍の増、それからDについては1.8倍の増、Gについては1.4倍の増、そしてHについてはマイナス4.9です。このようになっておりますので、早急な改善をお願いしたいなと、そのように思っております。

フィッシュミール協業組合訴訟について

最後に、フィッシュミール協業組合についてお尋ねいたします。

毎回、私は忘れてはいけないと思ひまして、資料要求をし、そしてその間にどういうことが行われたのか質問し

て聞いているところですけども、そしてまた、今回、第30回口頭弁論に向けて、和解案が裁判所側から原告、被告に示されたというふうに伺っておりますけれども、その内容はということなのか、説明いただきたい。

(経済)産業振興課長

フィッシュミール協業組合に関する訴訟についてでございますけれども、事件名でいいますと、平成13年(ワ)の第29号使用損失補てん金請求事件についてであります。これにつきましては、第1回の口頭弁論が平成13年5月28日に行われまして、その後、本年の7月26日で第29回、計29回審議が行われたところであります。今、委員がおっしゃられた内容ですが、9月10日に札幌地方裁判所小樽支部より、原告、被告の訴訟代理人と相続財産管理人に和解案が示されました。小樽市としましては、次回、9月27日に30回目がありますけれども、その裁判までにこの内容につきまして、じゅうぶん協議、検討してまいりたいと考えております。なお、和解金額も提示されているのですけれども、これについては原告訴訟代理人、弁護士とも相談、協議しました結果、やはり裁判中、和解の審議中でもありますので、この辺については差し控えさせていただきたく、ご理解のほどよろしく願いいたします。

大島委員

わかりました。しかし、私は和解には賛成しております。しかし、裁判費用は480万円を超えていたのではなかったですか。そしてまた、金額についても1億六千八百何十万円ですよ。市民が納得のいような和解方法を選択して、じゅうぶん協議をしていただきたいと、これだけ言って、やめます。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時35分

再開 午後7時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第1号、議案第27号、議案第28号に反対、請願第3号は採択の討論をします。

議案第1号平成16年度小樽市一般会計補正予算です。平成17年4月に家庭ごみの有料化を実施するという関連経費が計上されています。関連して、議案第28号は、家庭ごみ有料化にかかわる条例の一部改正案です。本会議、委員会での討議の中では、これまでの市民の方への説明会で、市民合意を得られたと評価されるものではないことは明らかです。平成17年4月に有料化したその歳入を、19年度からかかるリサイクルプラザの費用に充てるなどと答弁していますが、納得できることとはどうも思えません。年金の実質的な目減り、ふれあいパスの有料化などで市民生活が厳しくなっている上に、ごみ手数料まで追いかぶせることには賛成できるものではありません。

議案第27号は、使用済み自動車の再資源化等に関する法律の制定に伴い、使用済み自動車の引取り業者及びフロン類回収業者の登録及び登録の更新にかかわる申請手数料を新たに定めるものです。元法にかかわってですが、廃車のリサイクルは長い間の懸案事項ですが、この法律でも拡大生産者責任が具体化されず、リサイクル問題の責任を消費者に転嫁し、製造業者である大企業の責任を免罪とするものになっていることです。この法律の施行後は、解体業者を営む場合は許可制が導入されることになり、事実上解体作業を支えている中小零細企業の排除になりかねないことから、賛成しかねるものです。



請願第3号は、家庭ごみ収集の現行どおりの無料継続方についてです。8,526名の署名が添えられています。多くの市民が足をとめて署名をしていく姿を見て、有料化は多くの市民が納得していない、そのことに大きな確信を持っています。

我が党は、昨年9月以降、有料化に反対の立場で意見を述べてきました。今日の委員会の論議でも、このごみ有料化については、与党の方々からもさまざまな疑義が意見として出されています。詳しくは本会議で述べますが、委員の皆さんの賛成をお願いして、討論にかえさせていただきます。

委員長

民主党・市民連合。

斎藤(博)委員

民主党・市民連合を代表しまして、議案第28号に関しまして討論をいたしたいと思います。

今年の3月12日、小樽市廃棄物減量等推進審議会が答申を出しました。小樽市における今後の環境行政、ごみ行政の在り方を示す大きな内容だったと思っております。その中で、小樽市民にとってごみの減量化に対する意識を啓発する有効な方策の一つとして、ごみの有料化が提起されているところであります。私どもはこうした審議会での議論の経過、それを受けて出されております今回の条例の改正案について、本会議、さらには本委員会の中でいろいろ質疑してまいりました。その中で、今後の小樽市の環境行政の推進ということから、ふれあい収集の検討、それから各ステーションの町内会での在り方についての議論、冬期困難対策の強化、また資源ボックスやごみ箱を設置、またごみネットの補助等を進めながら、環境行政を進めていくという考え方が示されました。今後はこうした考え方に立った説明会をじゅうぶん市民の皆さんが理解できるような形で進めていく、そういった考え方も示されているところであります。

私ども民主党・市民連合といたしましては、こうした議論の経過を踏まえ、本案に賛成するものであります。議員各位の賛成をお願い申し上げまして、簡単ですが、賛成の討論といたします。

委員長

公明党。

斉藤(陽)委員

公明党を代表し、議案第1号ないし第6号、第27号には賛成、議案第28号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案については、反対の討論を行います。

我が党は、家庭ごみ減量のための有料化、それ自体には反対するものではありません。したがって、一般会計補正予算案については、手数料額を変更しても有料化は可能であり、容認できます。したがって、議案第1号については賛成いたします。しかし、議案第28号については、その具体的な方法と手続について再考すべきであると主張してまいりました。1リットル当たり2円の根拠は明確ではなく、また、市民生活に配慮して、少しでも低く抑えようという姿勢も示されていません。さらに、手数料収入の用途については、本来の充当費目である清掃費を超えて、一般財源に充当することは適当ではないと考えます。したがって、議案第28号条例案中の手数料額1リットル当たり2円には再考の余地があり、反対を主張し、討論といたします。詳しくは本会議で行います。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、請願第3号について、採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、請願は不採択と決しました。

次に、議案第28号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第1号及び第27号について、一括採決いたします。

両件とも可決と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認とそれぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会に付託されました案件はもとより、行政各般にわたる熱心なご審議をいただきまして、委員会としての役目を全うすることができました。これも横田副委員長をはじめ、委員各位と市長をはじめ、理事者の皆様のご協力の賜物と深く感謝いたしております。ただいまの採決に現れましたとおり、委員長としては理事者側が与党の全面的な賛成を得られないということはなぜかということ、よく吟味、検討していただきまして、以後の行政の推進の参考にしていただければということが、私の思いであります。意をじゅうぶん尽くしますが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって、閉会いたします。